

## 川崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。</p> <p>(1)～(159) 略</p> <p>(160) 薬事法第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 11,000円</p> <p>(161)～(243) 略</p> <p>(244) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</u>（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（第246号において「登録建築物調査機関等」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(245)～(266)</p>	<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。</p> <p>(1)～(159) 略</p> <p>(160) 薬事法第4条第2項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 11,000円</p> <p>(161)～(243) 略</p> <p>(244) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を<u>エネルギーの使用の合理化に関する法律</u>（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（第246号において「登録建築物調査機関等」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>イ 略</p>

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

## 1 改正内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の一部改正に伴い、

- (1) 「障害程度区分」を「障害支援区分」にし、その定義が「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」に改められた。
- (2) 比較的重度な方が入居する共同生活介護（ケアホーム）が、軽度な方が生活する共同生活援助（グループホーム）に一元化されたことに伴い、障害福祉サービス等の定義に係る規定が繰り上げられた。
- (3) (2) に伴い、「外部サービス利用規制の見直し」及び「サテライト型住居の創設」が行われた。
  - ・「外部サービスの利用規制の見直し」  
外部の居宅介護事業者と連携すること等により利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供を行う
  - ・「サテライト型住居の創設」  
本体住居との連携を前提とした『サテライト型住居』の仕組の創設

## 2 改正する条例（健康福祉局関係）

- (1) 第3条 川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例
- (2) 第4条 川崎市身体障害者福祉会館条例
- (3) 第5条 川崎市障害者就労支援施設条例
- (4) 第6条 川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例
- (5) 第7条 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

## 川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="174 261 1106 338">○川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例</p> <p data-bbox="734 352 1106 384">平成18年 3 月23日条例第20号</p> <p data-bbox="165 397 367 429">(審査会の名称)</p> <p data-bbox="120 442 1106 518">第2条 法第15条に規定する市町村審査会の名称は、<u>川崎市障害支援区分認定審査会</u>（以下「審査会」という。）とする。</p>	<p data-bbox="1178 261 2110 338">○川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例</p> <p data-bbox="1733 352 2110 384">平成18年 3 月23日条例第20号</p> <p data-bbox="1169 397 1370 429">(審査会の名称)</p> <p data-bbox="1124 442 2110 518">第2条 法第15条に規定する市町村審査会の名称は、<u>川崎市障害程度区分認定審査会</u>（以下「審査会」という。）とする。</p>

川崎市身体障害者福祉会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市身体障害者福祉会館条例 昭和57年 3 月31日条例第15号</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 福祉会館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 身体障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行うこと。</p> <p>(2) 身体障害者の社会生活への適応を促進するための講習会、研修会等の実施に関すること。</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（第6条において「生活介護」という。）に関すること。</p> <p>(4) 法第5条第14項に規定する就労継続支援に関すること。</p> <p>(5) 法第5条第16項に規定する特定相談支援事業に関すること。</p> <p>(6) 身体障害者福祉団体等の行う身体障害者の福祉に係る地域活動を促進するために必要な便宜を提供すること。</p>	<p>○川崎市身体障害者福祉会館条例 昭和57年 3 月31日条例第15号</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 福祉会館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 身体障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行うこと。</p> <p>(2) 身体障害者の社会生活への適応を促進するための講習会、研修会等の実施に関すること。</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（第6条において「生活介護」という。）に関すること。</p> <p>(4) 法第5条第15項に規定する就労継続支援に関すること。</p> <p>(5) 法第5条第17項に規定する特定相談支援事業に関すること。</p> <p>(6) 身体障害者福祉団体等の行う身体障害者の福祉に係る地域活動を促進するために必要な便宜を提供すること。</p>

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市障害者就労支援施設条例 昭和36年3月31日条例第13号 (事業)</p> <p>第3条 就労支援施設は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。            (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第13項に規定する就労移行支援に関すること(わーくす大島及びわーくす高津を除く。)            (2) 法第5条第14項に規定する就労継続支援に関すること。            (3) 法第5条第16項に規定する特定相談支援事業に関すること。            (4) その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</p>	<p>○川崎市障害者就労支援施設条例 昭和36年3月31日条例第13号 (事業)</p> <p>第3条 就労支援施設は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。            (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第14項に規定する就労移行支援に関すること(わーくす大島及びわーくす高津を除く。)            (2) 法第5条第15項に規定する就労継続支援に関すること。            (3) 法第5条第17項に規定する特定相談支援事業に関すること。            (4) その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</p>

川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第70号</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施設長 1人</p> <p>(2) 生活介護を行う場合 アからウまでの基準によるほか、次のとおりとする。</p> <p>ア 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>イ 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、a及びbに掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>a (a) から (c) までに掲げる<u>平均障害支援区分</u>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。)第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)に規定する<u>平均障害支援区分</u>をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(a)から(c)までに定める数</p> <p>(a) <u>平均障害支援区分</u>が4未満 利用者(基準省令第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。(b)及び(c)において同じ。)の数を6で除して得た数</p> <p>(b) <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数</p>	<p>○川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第70号</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施設長 1人</p> <p>(2) 生活介護を行う場合 アからウまでの基準によるほか、次のとおりとする。</p> <p>ア 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>イ 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、a及びbに掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>a (a) から (c) までに掲げる<u>平均障害程度区分</u>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。)第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)に規定する<u>平均障害程度区分</u>をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(a)から(c)までに定める数</p> <p>(a) <u>平均障害程度区分</u>が4未満 利用者(基準省令第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。(b)及び(c)において同じ。)の数を6で除して得た数</p> <p>(b) <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数</p>

改正後	改正前
<p>(c) <u>平均障害支援区分</u>が5以上 利用者の数を3で除して得た数</p> <p>b a (a) の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数</p> <p>(イ) 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>(ウ) 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>(エ) 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>ウ～キ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(c) <u>平均障害程度区分</u>が5以上 利用者の数を3で除して得た数</p> <p>b a (a) の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数</p> <p>(イ) 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>(ウ) 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>(エ) 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>ウ～キ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2～4 略</p>

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第71号 (従業者の員数)</p> <p>第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合 アからウまでの基準によるほか、次のとおりとする。</p> <p>ア 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>イ 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、a及びbに掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>a (a) から(c)までに掲げる<u>平均障害支援区分</u>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準省令」という。)第4条第1項第1号イ(2)(一)(イ)に規定する<u>平均障害支援区分</u>をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(a)から(c)までに定める数</p> <p>(a) <u>平均障害支援区分</u>が4未満 利用者(基準省令第4条第1項第1号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。(b)及び(c)において同じ。)の数を6で除して得た数</p> <p>(b) <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除</p>	<p>○川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第71号 (従業者の員数)</p> <p>第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合 アからウまでの基準によるほか、次のとおりとする。</p> <p>ア 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>イ 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、a及びbに掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>a (a) から(c)までに掲げる<u>平均障害程度区分</u>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準省令」という。)第4条第1項第1号イ(2)(一)(イ)に規定する<u>平均障害程度区分</u>をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(a)から(c)までに定める数</p> <p>(a) <u>平均障害程度区分</u>が4未満 利用者(基準省令第4条第1項第1号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。(b)及び(c)において同じ。)の数を6で除して得た数</p> <p>(b) <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除</p>



改正後	改正前
<p>して得た数</p> <p>(c) <u>平均障害支援区分</u>が5以上 利用者の数を3で除して得た数</p> <p>b a (a) の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数</p> <p>(イ) 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>(ウ) 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>(エ) 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>ウ～キ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2-3 略</p>	<p>して得た数</p> <p>(c) <u>平均障害程度区分</u>が5以上 利用者の数を3で除して得た数</p> <p>b a (a) の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数</p> <p>(イ) 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>(ウ) 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>(エ) 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>ウ～キ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2-3 略</p>

## 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表 第1条関係

改正後	改正前
<p>○川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例 昭和46年3月23日条例第10号</p>	<p>○川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例 昭和46年3月23日条例第10号</p>
目次	目次
第1章 総則（第1条～第4条）	第1章 総則（第1条～第4条）
第2章 リハビリテーション福祉センター	第2章 リハビリテーション福祉センター
第1節 障害者更生相談所（第5条・第5条の2）	第1節 障害者更生相談所（第5条・第5条の2）
第2節 柿生学園及びくさぶえの家（第6条～第6条の5）	第2節 柿生学園及びくさぶえの家（第6条～第6条の5）
第3節 ふじみ園（第7条～第9条）	第3節 ふじみ園（第7条～第9条）
第4節 中央療育センター（第10条～第12条の6）	第4節 中央療育センター（第10条～第12条の6）
第5節 地域療育センター（第13条～第16条）	第5節 地域療育センター（第13条～第16条）
第6節 めいぼう（第17条～第19条）	第6節 めいぼう（第17条～第19条）
第7節 三田福祉ホーム（第20条～第22条の3）	第7節 三田福祉ホーム（第20条～第22条の3）
第8節 かじがや障害者デイ・サービスセンター（第22条の4～第22条の7）	第8節 かじがや障害者デイ・サービスセンター（第22条の4～第22条の7）
第9節 れいんぼう川崎（第22条の8～第22条の15）	第9節 れいんぼう川崎（第22条の8～第22条の15）
第10節 陽光ホーム（第22条の16～第22条の23）	第10節 陽光ホーム（第22条の16～第22条の23）
第11節 御幸日中活動センター（第22条の24～第22条の33）	第11節 御幸日中活動センター（第22条の24～第22条の33）
第12節 井田重度障害者等生活施設（第22条の34～第22条の41）	第12節 井田重度障害者等生活施設（第22条の34～第22条の41）
第3章 リハビリテーション医療センター	第3章 リハビリテーション医療センター
第1節 精神保健福祉センター（第23条～第25条）	第1節 精神保健福祉センター（第23条～第25条）
第2節 診療所（第26条～第27条の3）	第2節 診療所（第26条～第27条の3）
第3節 社会参加支援センター（第27条の4～第27条の7）	第3節 社会参加支援センター（第27条の4～第27条の7）
第4節 生活訓練支援センター（第27条の8～第28条）	第4節 生活訓練支援センター（第27条の8～第28条）
第5節 社会復帰訓練所（第28条の2～第28条の11）	第5節 社会復帰訓練所（第28条の2～第28条の11）
第4章 地域リハビリテーションセンター	第4章 地域リハビリテーションセンター
第1節 通則（第29条）	第1節 通則（第29条）

改正後	改正前
<p>第2節 百合丘障害者センター（第30条～第36条）</p> <p>第3節 百合丘日中活動センター（第37条～第45条）</p> <p>第4節 百合丘地域生活支援センター（第46条～第63条）</p> <p>第5章 雑則（第64条～第67条）</p> <p>附則</p> <p>（業務）</p> <p>第6条 柿生学園及びくさぶえの家は、次の業務を行う。</p> <p>（1） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）に関する事。</p> <p>（2） 法第5条第10項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）に関する事（柿生学園に限る。）。</p> <p>（3） 法第5条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）に関する事（くさぶえの家に限る。）。</p> <p>（4） 法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）に関する事（柿生学園に限る。）。</p> <p>（5） 法第5条第16項に規定する一般相談支援事業（以下「一般相談支援事業」という。）に関する事（柿生学園に限る。）。</p> <p>（6） 法第5条第16項に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。）に関する事。</p> <p>（7） 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により介護を必要とする法第4条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）に対する昼間における排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与（第6条の4の2において「日中一時支援」という。）に関する事（柿生学園に限る。）。</p> <p>（8） その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。</p> <p>（利用者）</p>	<p>第2節 百合丘障害者センター（第30条～第36条）</p> <p>第3節 百合丘日中活動センター（第37条～第45条）</p> <p>第4節 百合丘地域生活支援センター（第46条～第63条）</p> <p>第5章 雑則（第64条～第67条）</p> <p>附則</p> <p>（業務）</p> <p>第6条 柿生学園及びくさぶえの家は、次の業務を行う。</p> <p>（1） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）に関する事。</p> <p>（2） 法第5条第11項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）に関する事（柿生学園に限る。）。</p> <p>（3） 法第5条第13項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）に関する事（くさぶえの家に限る。）。</p> <p>（4） 法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）に関する事（柿生学園に限る。）。</p> <p>（5） 法第5条第17項に規定する一般相談支援事業（以下「一般相談支援事業」という。）に関する事（柿生学園に限る。）。</p> <p>（6） 法第5条第17項に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。）に関する事。</p> <p>（7） 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により介護を必要とする法第4条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）に対する昼間における排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与（第6条の4の2において「日中一時支援」という。）に関する事（柿生学園に限る。）。</p> <p>（8） その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。</p> <p>（利用者）</p>
<p>第6条の4 柿生学園及びくさぶえの家を利用することができる者は、次の</p>	<p>第6条の4 柿生学園及びくさぶえの家を利用することができる者は、次の</p>

改正後	改正前
<p>各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第19条第1項に規定する支給決定(第6条第1号から第4号までに掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者</p> <p>(2) 法第5条第21項に規定する地域相談支援給付決定障害者(以下「地域相談支援給付決定障害者」という。)(柿生学園に限る。)</p> <p>(3) 法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等(以下「計画相談支援対象障害者等」という。)</p> <p>(4) 知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定により措置された者</p> <p>(5) その他指定管理者が柿生学園又はくさぶえの家の利用を認めた者</p> <p>第3節 ふじみ園</p> <p>(業務)</p> <p>第7条 ふじみ園は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 生活介護に関すること。</p> <p>(2) 法第5条第14項に規定する就労継続支援(以下「就労継続支援」という。)に関すること。</p> <p>(3) 特定相談支援事業に関すること。</p> <p>(4) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>第7節 三田福祉ホーム</p> <p>(業務)</p> <p>第20条 三田福祉ホームは、法第5条第26項の規定に基づき、障害者に対し適切な管理の下に、居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することを業務とする。</p> <p>第10節 陽光ホーム</p> <p>(業務)</p> <p>第22条の16 陽光ホームは、次の業務を行う。</p> <p>(1) 法第5条第15項に規定する共同生活援助に関すること。</p>	<p>各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第19条第1項に規定する支給決定(第6条第1号から第4号までに掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者</p> <p>(2) 法第5条第22項に規定する地域相談支援給付決定障害者(以下「地域相談支援給付決定障害者」という。)(柿生学園に限る。)</p> <p>(3) 法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等(以下「計画相談支援対象障害者等」という。)</p> <p>(4) 知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定により措置された者</p> <p>(5) その他指定管理者が柿生学園又はくさぶえの家の利用を認めた者</p> <p>第3節 ふじみ園</p> <p>(業務)</p> <p>第7条 ふじみ園は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 生活介護に関すること。</p> <p>(2) 法第5条第15項に規定する就労継続支援(以下「就労継続支援」という。)に関すること。</p> <p>(3) 特定相談支援事業に関すること。</p> <p>(4) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>第7節 三田福祉ホーム</p> <p>(業務)</p> <p>第20条 三田福祉ホームは、法第5条第27項の規定に基づき、障害者に対し適切な管理の下に、居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することを業務とする。</p> <p>第10節 陽光ホーム</p> <p>(業務)</p> <p>第22条の16 陽光ホームは、次の業務を行う。</p> <p>(1) 法第5条第10項に規定する共同生活介護に関すること。</p> <p>(2) 法第5条第16項に規定する共同生活援助に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 一般相談支援事業に関すること。</p> <p>(3) 特定相談支援事業に関すること。</p> <p>(4) 障害者に対し、一時的な共同生活において主として夜間における入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与及び相談その他の日常生活上の援助をすること。</p> <p>(5) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>(利用者)</p>	<p>(3) 一般相談支援事業に関すること。</p> <p>(4) 特定相談支援事業に関すること。</p> <p>(5) 障害者に対し、一時的な共同生活において主として夜間における入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与及び相談その他の日常生活上の援助をすること。</p> <p>(6) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>(利用者)</p>
<p>第22条の20 陽光ホームを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第19条第1項に規定する支給決定（<u>第22条の16第1号</u>に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者</p> <p>(2) 地域相談支援給付決定障害者</p> <p>(3) 計画相談支援対象障害者等</p> <p>(4) その他指定管理者が陽光ホームの利用を認めた者</p> <p>第4節 生活訓練支援センター</p> <p>(業務)</p>	<p>第22条の20 陽光ホームを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第19条第1項に規定する支給決定（<u>第22条の16第1号及び第2号</u>に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者</p> <p>(2) 地域相談支援給付決定障害者</p> <p>(3) 計画相談支援対象障害者等</p> <p>(4) その他指定管理者が陽光ホームの利用を認めた者</p> <p>第4節 生活訓練支援センター</p> <p>(業務)</p>
<p>第27条の8 生活訓練支援センターは、次の業務を行う。</p> <p>(1) 一般相談支援事業に関すること。</p> <p>(2) 特定相談支援事業に関すること。</p> <p>(3) <u>法第5条第25項</u>に規定する地域活動支援センターとしての業務（以下「地域活動支援センター業務」という。）</p> <p>(4) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>第5節 社会復帰訓練所</p> <p>(業務)</p>	<p>第27条の8 生活訓練支援センターは、次の業務を行う。</p> <p>(1) 一般相談支援事業に関すること。</p> <p>(2) 特定相談支援事業に関すること。</p> <p>(3) <u>法第5条第26項</u>に規定する地域活動支援センターとしての業務（以下「地域活動支援センター業務」という。）</p> <p>(4) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>第5節 社会復帰訓練所</p> <p>(業務)</p>
<p>第28条の2 社会復帰訓練所（以下「訓練所」という。）は、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>法第5条第13項</u>に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）に関すること。</p>	<p>第28条の2 社会復帰訓練所（以下「訓練所」という。）は、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>法第5条第14項</u>に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）に関すること。</p>

改正後	改正前
(2) 就労継続支援に關すること。 (3) その他設置目的を達成するために必要な業務に關すること。	(2) 就労継続支援に關すること。 (3) その他設置目的を達成するために必要な業務に關すること。

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表 第2条関係

改正後	改正前
<p>○川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例 昭和46年3月23日条例第10号</p>	<p>○川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例 昭和46年3月23日条例第10号</p>
目次	目次
第1章 総則（第1条～第4条）	第1章 総則（第1条～第4条）
第2章 リハビリテーション福祉センター	第2章 リハビリテーション福祉センター
第1節 障害者更生相談所（第5条・第5条の2）	第1節 障害者更生相談所（第5条・第5条の2）
第2節 柿生学園及びくさぶえの家（第6条～第6条の5）	第2節 柿生学園及びくさぶえの家（第6条～第6条の5）
第3節 ふじみ園（第7条～第9条）	第3節 ふじみ園（第7条～第9条）
第4節 中央療育センター（第10条～第12条の6）	第4節 中央療育センター（第10条～第12条の6）
第5節 地域療育センター（第13条～第16条）	第5節 地域療育センター（第13条～第16条）
<u>第6節 三田福祉ホーム（第17条～第22条の3）</u>	<u>第6節 めいぼう（第17条～第19条）</u>
<u>第7節 かがや障害者デイ・サービスセンター（第22条の4～第22条の7）</u>	<u>第7節 三田福祉ホーム（第20条～第22条の3）</u>
第8節 れいんぼう川崎（第22条の8～第22条の15）	第8節 かがや障害者デイ・サービスセンター（第22条の4～第22条の7）
第9節 陽光ホーム（第22条の16～第22条の23）	第9節 れいんぼう川崎（第22条の8～第22条の15）
第10節 御幸日中活動センター（第22条の24～第22条の33）	第10節 陽光ホーム（第22条の16～第22条の23）
第11節 井田重度障害者等生活施設（第22条の34～第22条の41）	第11節 御幸日中活動センター（第22条の24～第22条の33）
第3章 リハビリテーション医療センター	第12節 井田重度障害者等生活施設（第22条の34～第22条の41）
第1節 精神保健福祉センター（第23条～第25条）	第3章 リハビリテーション医療センター
第2節 <u>社会復帰訓練所（第26条～第28条の8）</u>	第1節 精神保健福祉センター（第23条～第25条）
第4章 地域リハビリテーションセンター	第2節 <u>診療所（第26条～第27条の3）</u>
第1節 通則（第29条）	第3節 <u>社会参加支援センター（第27条の4～第27条の7）</u>
	第4節 <u>生活訓練支援センター（第27条の8～第28条）</u>
	第5節 <u>社会復帰訓練所（第28条の2～第28条の11）</u>
	第4章 地域リハビリテーションセンター
	第1節 通則（第29条）

改正後	改正前
<p>第2節 <u>障害者センター</u>（第30条～第36条）</p> <p>第3節 <u>日中活動センター</u>（第37条～第45条）</p> <p>第4節 <u>地域生活支援センター</u>（第46条～第63条）</p> <p>第5章 雑則（第64条～第67条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>中略</p> <p>（構成及び施設）</p> <p>第3条 総合センターは、リハビリテーション福祉センター、リハビリテーション医療センター及び地域リハビリテーションセンターをもって構成する。</p> <p>2 リハビリテーション福祉センターに、次の施設を置く。</p> <p>（1） 障害者更生相談所</p> <p>（2） 柿生学園及びくさぶえの家</p> <p>（3） ふじみ園</p> <p>（4） 中央療育センター</p> <p>（5） 南部地域療育センター及び北部地域療育センター</p> <p>（6） 三田福祉ホーム</p> <p>（7） かじがや障害者デイ・サービスセンター</p> <p>（8） れいんぼう川崎</p> <p>（9） 陽光ホーム</p> <p>（10） 御幸日中活動センター</p> <p>（11） 井田重度障害者等生活施設</p> <p>3 リハビリテーション医療センターに、次の施設を置く。</p> <p>（1） 精神保健福祉センター</p>	<p>第2節 <u>百合丘障害者センター</u>（第30条～第36条）</p> <p>第3節 <u>百合丘日中活動センター</u>（第37条～第45条）</p> <p>第4節 <u>百合丘地域生活支援センター</u>（第46条～第63条）</p> <p>第5章 雑則（第64条～第67条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>中略</p> <p>（構成及び施設）</p> <p>第3条 総合センターは、リハビリテーション福祉センター、リハビリテーション医療センター及び地域リハビリテーションセンターをもって構成する。</p> <p>2 リハビリテーション福祉センターに、次の施設を置く。</p> <p>（1） 障害者更生相談所</p> <p>（2） 柿生学園及びくさぶえの家</p> <p>（3） ふじみ園</p> <p>（4） 中央療育センター</p> <p>（5） 南部地域療育センター及び北部地域療育センター</p> <p>（6） <u>めいぼう</u></p> <p>（7） 三田福祉ホーム</p> <p>（8） かじがや障害者デイ・サービスセンター</p> <p>（9） れいんぼう川崎</p> <p>（10） 陽光ホーム</p> <p>（11） 御幸日中活動センター</p> <p>（12） 井田重度障害者等生活施設</p> <p>3 リハビリテーション医療センターに、次の施設を置く。</p> <p>（1） 精神保健福祉センター</p> <p>（2） <u>診療所</u></p> <p>（3） <u>社会参加支援センター</u></p>



改正後

改正前

(2) 社会復帰訓練所

4 地域リハビリテーションセンターの名称は、次の表のとおりとし、地域リハビリテーションセンターは、同表の施設の欄に掲げる施設をもって構成する。

名 称	施 設
川崎市中部リハビリテーションセンター	(1) 井田障害者センター
	(2) 井田日中活動センター
	(3) 井田地域生活支援センター
川崎市北部リハビリテーションセンター	(1) 百合丘障害者センター
	(2) 百合丘日中活動センター
	(3) 百合丘地域生活支援センター

中略

(4) 生活訓練支援センター

(5) 社会復帰訓練所

4 地域リハビリテーションセンターの名称は、次の表のとおりとし、地域リハビリテーションセンターは、同表の施設の欄に掲げる施設をもって構成する。

名 称	施 設
川崎市北部リハビリテーションセンター	(1) 百合丘障害者センター
	(2) 百合丘日中活動センター
	(3) 百合丘地域生活支援センター

中略

第6節 めいぼう

(業務)

第17条 めいぼうは、次の業務を行う。

- (1) 生活介護に関すること。
- (2) 就労継続支援に関すること。
- (3) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(利用者)

第18条 めいぼうを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第19条第1項に規定する支給決定（前条第1号及び第2号に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者
- (2) 身体障害者福祉法第18条第1項の規定により措置された者
- (3) 知的障害者福祉法第15条の4の規定により措置された者

(使用料)

改正後	改正前
	<p>第18条の2 <u>めいぼうにおいて指定障害福祉サービスを受けた者は、使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の使用料の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</u></p> <p>(1) <u>法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</u></p> <p>(2) <u>食事の提供に要する費用として国が定める基準に基づき規則で定める額</u> <u>(使用料の減免)</u></p> <p>第18条の3 <u>市長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。</u> <u>(利用の制限)</u></p> <p>第19条 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、めいぼうの利用を拒むことができる。</u></p> <p>(1) <u>利用者が定員に達したとき。</u></p> <p>(2) <u>使用料を滞納したとき。</u></p> <p>(3) <u>管理上特に支障があると認めるとき。</u></p> <p>第7節 <u>三田福祉ホーム</u> (業務)</p>
<p>第6節 <u>三田福祉ホーム</u> (業務)</p>	
<p>第17条 <u>三田福祉ホームは、法第5条第26項の規定に基づき、障害者に対し適切な管理の下に、居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することを業務とする。</u> (三田福祉ホーム)</p>	<p>第20条 <u>三田福祉ホームは、法第5条第26項の規定に基づき、障害者に対し適切な管理の下に、居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することを業務とする。</u> (三田福祉ホーム)</p>
<p>第18条 <u>三田福祉ホーム（以下「福祉ホーム」という。）は、川崎市多摩区三田2丁目3,256番地に置く。</u> (指定管理者)</p>	<p>第21条 <u>三田福祉ホーム（以下「福祉ホーム」という。）は、川崎市多摩区三田2丁目3,256番地に置く。</u> (指定管理者)</p>
<p>第19条 <u>市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に福祉ホームの管理を行わせる。</u></p>	<p>第21条の2 <u>市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に福祉ホームの管理を行わせる。</u></p>

改正後	改正前
<p>(1) 福祉ホームの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、福祉ホームの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った福祉ホームの管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p>	<p>(1) 福祉ホームの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、福祉ホームの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った福祉ホームの管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p>
<p><u>第20条</u> 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、福祉ホームの管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p>	<p><u>第21条の3</u> 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、福祉ホームの管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p>
<p><u>第21条</u> 指定管理者は、福祉ホームの管理のために必要な業務を行わなければならない。 (入居者)</p>	<p><u>第21条の4</u> 指定管理者は、福祉ホームの管理のために必要な業務を行わなければならない。 (入居者)</p>
<p><u>第22条</u> 福祉ホームに入居できる者は、家庭環境、住宅事情等の理由により家族との同居が困難であるため、現に住居を求めている障害者とする。 (入居の制限)</p>	<p><u>第22条</u> 福祉ホームに入居できる者は、家庭環境、住宅事情等の理由により家族との同居が困難であるため、現に住居を求めている障害者とする。 (入居の制限)</p>
<p><u>第22条の2</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉ホームへの入居を拒むことができる。</p> <p>(1) 入居者が定員に達したとき。</p> <p>(2) 管理上特に支障があると認めるとき。 (使用料等)</p>	<p><u>第22条の2</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉ホームへの入居を拒むことができる。</p> <p>(1) 入居者が定員に達したとき。</p> <p>(2) 管理上特に支障があると認めるとき。 (使用料等)</p>
<p><u>第22条の3</u> 福祉ホームの使用料は、無料とする。ただし、福祉ホームに入居した者は、規則で定めるところにより光熱水費等の費用を負担するものとする。</p> <p><u>第7節</u> かじがや障害者デイ・サービスセンター</p>	<p><u>第22条の3</u> 福祉ホームの使用料は、無料とする。ただし、福祉ホームに入居した者は、規則で定めるところにより光熱水費等の費用を負担するものとする。</p> <p><u>第8節</u> かじがや障害者デイ・サービスセンター</p>

改正後	改正前
<p>中略</p> <p><u>第8節</u> れいんぼう川崎</p> <p>中略</p> <p><u>第9節</u> 陽光ホーム</p> <p>中略</p> <p><u>第10節</u> 御幸日中活動センター</p> <p>中略</p> <p><u>第11節</u> 井田重度障害者等生活施設 (業務)</p> <p>第22条の34 井田重度障害者等生活施設は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 施設入所支援に関すること。</p> <p>(2) 生活介護に関すること。</p> <p>(3) 自立訓練に関すること。</p> <p>(4) 短期入所に関すること。</p> <p>(5) 精神障害者（その疑いのある者を含む。以下同じ。）に対し、当該精神障害者が入所して生活能力の向上のために必要な訓練等を体験することを目的として一時的に居室その他の施設において家事等の日常生活能力の向上のために必要な訓練その他の生活能力の向上のために必要な便宜の供与（以下「体験宿泊支援」という。）をすること。</p> <p>(6) その他目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>中略</p> <p>(利用者)</p> <p>第22条の38 井田重度障害者等生活施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第19条に規定する支給決定（第22条の34第1号から第4号までに掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者</p> <p>(2) 身体障害者福祉法第18条第1項又は第2項の規定により措置された者</p>	<p>中略</p> <p><u>第9節</u> れいんぼう川崎</p> <p>中略</p> <p><u>第10節</u> 陽光ホーム</p> <p>中略</p> <p><u>第11節</u> 御幸日中活動センター</p> <p>中略</p> <p><u>第12節</u> 井田重度障害者等生活施設 (業務)</p> <p>第22条の34 井田重度障害者等生活施設は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 施設入所支援に関すること。</p> <p>(2) 生活介護に関すること。</p> <p>(3) 自立訓練に関すること。</p> <p>(4) 短期入所に関すること。</p> <p>(5) 精神障害者（その疑いのある者を含む。以下同じ。）に対し、当該精神障害者が入所して生活能力の向上のために必要な訓練等を体験することを目的として一時的に居室その他の施設において家事等の日常生活能力の向上のために必要な訓練その他の生活能力の向上のために必要な便宜の供与（以下「体験宿泊支援」という。）をすること。</p> <p>(6) その他目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>中略</p> <p>(利用者)</p> <p>第22条の38 井田重度障害者等生活施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第19条に規定する支給決定（第22条の34第1号から第4号までに掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者</p> <p>(2) 身体障害者福祉法第18条第1項又は第2項の規定により措置された者</p>

改正後	改正前
<p>(3) 知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定により措置された者</p> <p>(4) 生活能力の向上のための支援を必要とする精神障害者のうち市内に居住する者であって指定管理者が体験宿泊支援の利用を認めたもの</p> <p>(5) その他指定管理者が井田重度障害者等生活施設の利用を認めた者 中略</p> <p>第3章 リハビリテーション医療センター 第1節 精神保健福祉センター (業務)</p> <p>第23条 精神保健福祉センターは、次の業務を行う。</p> <p>(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第2項各号に掲げる業務</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 (精神保健福祉センター)</p> <p>第23条の2 精神保健福祉センターは、川崎市川崎区宮本町2番地32に置く。 (利用者)</p> <p>第24条 精神保健福祉センターを利用することができる者は、市内に居住する者で精神保健及び精神障害者福祉に関する相談、指導等を必要とするもののほか、市長が特に精神保健福祉センターの利用を認めた者とする。 (利用の制限)</p> <p>第25条 市長は、精神保健福祉センターを利用しようとする者又は利用する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用させないことができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある者</p> <p>(2) その他管理上特に支障があると認められる者</p>	<p>(3) 知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定により措置された者</p> <p>(4) 生活能力の向上のための支援を必要とする精神障害者のうち市内に居住する者であって指定管理者が体験宿泊支援の利用を認めたもの</p> <p>(5) その他指定管理者が井田重度障害者等生活施設の利用を認めた者 中略</p> <p>第3章 リハビリテーション医療センター 第1節 精神保健福祉センター (業務)</p> <p>第23条 精神保健福祉センターは、次の業務を行う。</p> <p>(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第2項各号に掲げる業務</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 (精神保健福祉センター)</p> <p>第23条の2 精神保健福祉センターは、川崎市川崎区宮本町2番地32に置く。 (利用者)</p> <p>第24条 精神保健福祉センターを利用することができる者は、市内に居住する者で精神保健及び精神障害者福祉に関する相談、指導等を必要とするもののほか、市長が特に精神保健福祉センターの利用を認めた者とする。 (利用の制限)</p> <p>第25条 市長は、精神保健福祉センターを利用しようとする者又は利用する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用させないことができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある者</p> <p>(2) その他管理上特に支障があると認められる者</p> <p>第2節 診療所 (業務)</p> <p>第26条 診療所は、診療及びこれに附帯する業務を行う。 (診療科目)</p>

改正後	改正前
	<p>第27条 診療所に設置する診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 精神科</p> <p>(2) 神経科</p> <p>(利用者)</p> <p>第27条の2 診療所を利用することができる者は、市内に居住する者のほか、市長が特に診療所の利用を認めた者とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第27条の3 第22条の12、第22条の13及び第25条の規定は、診療所について準用する。</p> <p>第3節 社会参加支援センター</p> <p>(業務)</p> <p>第27条の4 社会参加支援センターは、次の業務を行う。</p> <p>(1) 精神障害者に対する集団精神療法、作業指導、生活指導、療養指導等（通所による施設の利用を通じて行うものに限る。次条において「精神デイ・ケア」という。）に関すること。</p> <p>(2) 精神障害者に対する就労援助事業に関すること。</p> <p>(3) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>(利用者)</p> <p>第27条の5 社会参加支援センターを利用することができる者は、市内に居住する精神障害者で精神科デイ・ケア及び就労援助を必要とするもののほか、市長が特に社会参加支援センターの利用を認めた者とする。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第27条の6 市長は、社会参加支援センターを利用しようとする者又は利用する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用させないことができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある者</p> <p>(2) その他団体生活に著しい支障を来すおそれのある者又は管理上特に支障があると認められる者</p>

改正後	改正前
	<p><u>(準用)</u>  第27条の7 第22条の12及び第22条の13の規定は、社会参加支援センターについて準用する。</p> <p><u>第4節 生活訓練支援センター</u>  <u>(業務)</u>  第27条の8 生活訓練支援センターは、次の業務を行う。</p> <p><u>(1) 一般相談支援事業に関すること。</u>  <u>(2) 特定相談支援事業に関すること。</u>  <u>(3) 法第5条第25項に規定する地域活動支援センターとしての業務（以下「地域活動支援センター業務」という。）</u>  <u>(4) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</u></p> <p><u>(利用者)</u>  第27条の9 生活訓練支援センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p><u>(1) 地域相談支援給付決定障害者</u>  <u>(2) 計画相談支援対象障害者等</u>  <u>(3) 市内に居住する障害者で日常生活の支援を必要とするもの</u>  <u>(4) その他市長が生活訓練支援センターの利用を認めた者</u></p> <p><u>(使用料)</u>  第27条の9の2 生活訓練支援センターにおいて指定地域相談支援又は指定計画相談支援を受けた者は、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p><u>(1) 法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</u>  <u>(2) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</u></p> <p><u>(使用料の減免)</u>  第27条の9の3 市長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項の使</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>第2節 社会復帰訓練所</u> (業務)</p> <p><u>第26条</u> 社会復帰訓練所（以下「訓練所」という。）は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 法第5条第13項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）に関する事。</p> <p>(2) 就労継続支援に関する事。</p> <p>(3) その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。</p> <p>(訓練所)</p> <p><u>第27条</u> 訓練所は、川崎市高津区末長1丁目3番8号に置く。</p> <p>(指定管理者)</p> <p><u>第28条</u> 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に訓練所の管理を行わせる。</p> <p>(1) 訓練所の管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、訓練所の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った訓練所の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p>	<p><u>用料を減額し、又は免除することができる。</u> <u>(利用の制限)</u></p> <p><u>第28条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、生活訓練支援センターの利用を拒むことができる。</p> <p>(1) <u>使用料を滞納したとき。</u></p> <p>(2) <u>管理上特に支障があると認めるとき。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5節 社会復帰訓練所</u> (業務)</p> <p><u>第28条の2</u> 社会復帰訓練所（以下「訓練所」という。）は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 法第5条第13項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）に関する事。</p> <p>(2) 就労継続支援に関する事。</p> <p>(3) その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。</p> <p>(訓練所)</p> <p><u>第28条の3</u> 訓練所は、川崎市高津区末長1丁目3番8号に置く。</p> <p>(指定管理者)</p> <p><u>第28条の4</u> 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に訓練所の管理を行わせる。</p> <p>(1) 訓練所の管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、訓練所の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った訓練所の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p>



改正後	改正前								
<p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第28条の2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、訓練所の管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第28条の3 指定管理者は、就労移行支援に関する業務その他の訓練所の管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用時間及び休所日)</p> <p>第28条の4 訓練所の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p>	<p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第28条の5 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、訓練所の管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第28条の6 指定管理者は、就労移行支援に関する業務その他の訓練所の管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用時間及び休所日)</p> <p>第28条の7 訓練所の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 668 304 716">利用時間</td> <td data-bbox="304 668 1061 716">午前8時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 716 304 887">休所日</td> <td data-bbox="304 716 1061 887">           (1) 日曜日及び土曜日            (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日            (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</td> </tr> </table>	利用時間	午前8時30分から午後5時まで	休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 668 1299 716">利用時間</td> <td data-bbox="1299 668 2063 716">午前8時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 716 1299 887">休所日</td> <td data-bbox="1299 716 2063 887">           (1) 日曜日及び土曜日            (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日            (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</td> </tr> </table>	利用時間	午前8時30分から午後5時まで	休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
利用時間	午前8時30分から午後5時まで								
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)								
利用時間	午前8時30分から午後5時まで								
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)								
<p>(利用者)</p> <p>第28条の5 訓練所を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 法第19条第1項に規定する支給決定(第26条第1号及び第2号に掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者 (2) 身体障害者福祉法第18条第1項の規定により措置された者 (3) 知的障害者福祉法第15条の4の規定により措置された者 (4) その他指定管理者が訓練所の利用を認めた者 (利用料金)</p>	<p>(利用者)</p> <p>第28条の8 訓練所を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 法第19条第1項に規定する支給決定(第28条の2第1号及び第2号に掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者 (2) 身体障害者福祉法第18条第1項の規定により措置された者 (3) 知的障害者福祉法第15条の4の規定により措置された者 (4) その他指定管理者が訓練所の利用を認めた者 (利用料金)</p>								
<p>第28条の6 訓練所において指定障害福祉サービスを受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の額は、法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣</p>	<p>第28条の9 訓練所において指定障害福祉サービスを受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の額は、法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣</p>								

改正後	改正前
<p>が定める基準により算定した額とする。</p> <p>3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免)</p> <p>第28条の7 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。 (利用の制限)</p> <p>第28条の8 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、訓練所の利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 利用者が定員に達したとき。 (2) 利用料金を滞納したとき。 (3) 管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p>第4章 地域リハビリテーションセンター 第1節 通則 (北部リハビリテーションセンター)</p> <p>第29条 川崎市北部リハビリテーションセンターは、川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2に置く。 第2節 障害者センター (業務)</p> <p>第30条 井田障害者センター及び百合丘障害者センター(第34条及び第35条において「障害者センター」という。)は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 知的障害者更生相談所業務 (2) 身体障害者更生相談所業務 (3) 精神保健福祉法第6条第2項第1号、第2号及び第5号に掲げる精神保健福祉センターとしての業務 (4) 障害者及びその介護者に対する専門的な相談に関すること。 (5) 障害者に対する医学的、心理学的、社会学的及び職能的な診断、治療、訓練、検査及び評価に関すること。 (6) 障害者及びその介護者に対する介護方法の指導、健康指導その他の</p>	<p>が定める基準により算定した額とする。</p> <p>3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免)</p> <p>第28条の10 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。 (利用の制限)</p> <p>第28条の11 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、訓練所の利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 利用者が定員に達したとき。 (2) 利用料金を滞納したとき。 (3) 管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p>第4章 地域リハビリテーションセンター 第1節 通則 (北部リハビリテーションセンター)</p> <p>第29条 川崎市北部リハビリテーションセンターは、川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2に置く。 第2節 百合丘障害者センター (業務)</p> <p>第30条 百合丘障害者センターは、次の業務を行う。</p> <p>(1) 知的障害者更生相談所業務 (2) 身体障害者更生相談所業務 (3) 精神保健福祉法第6条第2項第1号、第2号及び第5号に掲げる精神保健福祉センターとしての業務 (4) 障害者及びその介護者に対する専門的な相談に関すること。 (5) 障害者に対する医学的、心理学的、社会学的及び職能的な診断、治療、訓練、検査及び評価に関すること。 (6) 障害者及びその介護者に対する介護方法の指導、健康指導その他の</p>

改正後	改正前
<p>便宜の供与に関する事。</p> <p>(7) 障害者に係る福祉用具の普及の促進に関する事。</p> <p>(8) その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。</p> <p>(指定管理者)</p>	<p>便宜の供与に関する事。</p> <p>(7) 障害者に係る福祉用具の普及の促進に関する事。</p> <p>(8) その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。</p> <p>(指定管理者)</p>
<p>第31条 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に<u>井田障害者センター又は百合丘障害者センター</u>の管理を行わせる。</p>	<p>第31条 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に<u>百合丘障害者センター</u>の管理を行わせる。</p>
<p>(1) <u>井田障害者センター又は百合丘障害者センター</u>の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できる事。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、<u>井田障害者センター又は百合丘障害者センター</u>の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものである事。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った<u>井田障害者センター又は百合丘障害者センター</u>の管理を安定して行う能力を有する事。</p>	<p>(1) <u>百合丘障害者センター</u>の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できる事。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、<u>百合丘障害者センター</u>の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものである事。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った<u>百合丘障害者センター</u>の管理を安定して行う能力を有する事。</p>
<p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p>
<p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p>	<p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p>
<p>第32条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、<u>井田障害者センター又は百合丘障害者センター</u>の管理を行わなければならない。</p>	<p>第32条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、<u>百合丘障害者センター</u>の管理を行わなければならない。</p>
<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p>	<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p>
<p>第33条 指定管理者は、障害者及びその介護者に対する専門的な相談に関する業務その他の<u>井田障害者センター又は百合丘障害者センター</u>の管理のために必要な業務（第30条第1号から第3号までに掲げる業務を除く。）を行わなければならない。</p>	<p>第33条 指定管理者は、障害者及びその介護者に対する専門的な相談に関する業務その他の<u>百合丘障害者センター</u>の管理のために必要な業務（第30条第1号から第3号までに掲げる業務を除く。）を行わなければならない。</p>
<p>(利用時間及び休所日)</p>	<p>(利用時間及び休所日)</p>
<p>第34条 <u>障害者センター</u>の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし</p>	<p>第34条 <u>百合丘障害者センター</u>の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。</p>

改正後	改正前								
<p>し、市長（指定管理者が行う業務に係る施設にあつては、指定管理者。以下この節において同じ。）は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p>	<p>ただし、市長（指定管理者が行う業務に係る施設にあつては、指定管理者。以下この節において同じ。）は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="172 304 304 354">利用時間</td> <td data-bbox="304 304 1064 354">午前 8 時30分から午後 5 時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 354 304 536">休所日</td> <td data-bbox="304 354 1064 536">           (1) 日曜日及び土曜日            (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日            (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）         </td> </tr> </table>	利用時間	午前 8 時30分から午後 5 時まで	休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 304 1301 354">利用時間</td> <td data-bbox="1301 304 2063 354">午前 8 時30分から午後 5 時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 354 1301 536">休所日</td> <td data-bbox="1301 354 2063 536">           (1) 日曜日及び土曜日            (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日            (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）         </td> </tr> </table>	利用時間	午前 8 時30分から午後 5 時まで	休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
利用時間	午前 8 時30分から午後 5 時まで								
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）								
利用時間	午前 8 時30分から午後 5 時まで								
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）								
<p>(利用者)</p>	<p>(利用者)</p>								
<p>第35条 <u>障害者センター</u>を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に居住する障害者及びその介護者で、専門的な相談、診断等及び指導等を必要とするもの</p> <p>(2) その他市長が<u>井田障害者センター</u>又は<u>百合丘障害者センター</u>の利用を認めた者</p> <p>(利用の制限)</p>	<p>第35条 <u>百合丘障害者センター</u>を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に居住する障害者及びその介護者で、専門的な相談、診断等及び指導等を必要とするもの</p> <p>(2) その他市長が<u>百合丘障害者センター</u>の利用を認めた者</p> <p>(利用の制限)</p>								
<p>第36条 市長は、<u>井田障害者センター</u>又は<u>百合丘障害者センター</u>を利用している者が、管理上特に支障があると認めるときは、その利用を拒むことができる。</p>	<p>第36条 市長は、<u>百合丘障害者センター</u>を利用している者が、管理上特に支障があると認めるときは、その利用を拒むことができる。</p>								
<p>第3節 <u>日中活動センター</u></p> <p>(業務)</p>	<p>第3節 <u>百合丘日中活動センター</u></p> <p>(業務)</p>								
<p>第37条 <u>井田日中活動センター</u>（以下「井田活動センター」という。）及び<u>百合丘日中活動センター</u>（以下「百合丘活動センター」という。）（以下「活動センター」という。）は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 生活介護に関すること。</p> <p>(2) 自立訓練に関すること。</p> <p>(3) 就労移行支援に関すること。</p> <p>(4) 就労継続支援に関すること。</p>	<p>第37条 <u>百合丘日中活動センター</u>（以下「百合丘活動センター」という。）は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 生活介護に関すること。</p> <p>(2) 自立訓練に関すること。</p> <p>(3) 就労移行支援に関すること。</p> <p>(4) 就労継続支援に関すること。</p>								

改正後	改正前				
<p>(5) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 (指定管理者)</p> <p>第38条 市長は、法人その他の団体（法人以外の団体にあつては、市長が定める要件に該当するものに限る。）であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に<u>井田活動センター又は百合丘活動センター</u>の管理を行わせる。</p> <p>(1) <u>井田活動センター又は百合丘活動センター</u>の管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、<u>井田活動センター又は百合丘活動センター</u>の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った<u>井田活動センター又は百合丘活動センター</u>の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第39条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、<u>井田活動センター又は百合丘活動センター</u>の管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第40条 指定管理者は、生活介護に関する業務その他の<u>井田活動センター又は百合丘活動センター</u>の管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用時間及び休所日)</p> <p>第41条 <u>活動センター</u>の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p>	<p>(5) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 (指定管理者)</p> <p>第38条 市長は、法人その他の団体（法人以外の団体にあつては、市長が定める要件に該当するものに限る。）であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に<u>百合丘活動センター</u>の管理を行わせる。</p> <p>(1) <u>百合丘活動センター</u>の管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、<u>百合丘活動センター</u>の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った<u>百合丘活動センター</u>の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第39条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、<u>百合丘活動センター</u>の管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第40条 指定管理者は、生活介護に関する業務その他の<u>百合丘活動センター</u>の管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用時間及び休所日)</p> <p>第41条 <u>百合丘活動センター</u>の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p>				
<table border="1" data-bbox="174 1385 1066 1428"> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前 8 時30分から午後 5 時まで</td> </tr> </table>	利用時間	午前 8 時30分から午後 5 時まで	<table border="1" data-bbox="1169 1385 2060 1428"> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前 8 時30分から午後 5 時まで</td> </tr> </table>	利用時間	午前 8 時30分から午後 5 時まで
利用時間	午前 8 時30分から午後 5 時まで				
利用時間	午前 8 時30分から午後 5 時まで				

改正後		改正前	
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）	休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
(利用者)		(利用者)	
第42条 <u>活動センター</u> を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 法第19条第1項に規定する支給決定（第37条第1号から第4号までに掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者 (2) 身体障害者福祉法第18条第1項の規定により措置された者 (3) 知的障害者福祉法第15条の4の規定により措置された者 (4) その他指定管理者が <u>井田活動センター</u> 又は <u>百合丘活動センター</u> の利用を認めた者		第42条 <u>百合丘活動センター</u> を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 法第19条第1項に規定する支給決定（第37条第1号から第4号までに掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者 (2) 身体障害者福祉法第18条第1項の規定により措置された者 (3) 知的障害者福祉法第15条の4の規定により措置された者 (4) その他指定管理者が <u>百合丘活動センター</u> の利用を認めた者	
(利用料金)		(利用料金)	
第43条 <u>活動センター</u> において指定障害福祉サービスを受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。 2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。 (1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額 (2) 食事の提供に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額 3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免)		第43条 <u>百合丘活動センター</u> において指定障害福祉サービスを受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。 2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。 (1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額 (2) 食事の提供に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額 3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免)	
第44条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。 (利用の制限)		第44条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。 (利用の制限)	
第45条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 <u>井田活動センター</u> 又は <u>百合丘活動センター</u> の利用を拒むことができる。		第45条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 <u>百合丘活動センター</u> の利用を拒むことができる。	

改正後	改正前
<p>(1) 利用者が定員に達したとき。</p> <p>(2) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(3) 管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p>第4節 <u>地域生活支援センター</u></p> <p>(業務)</p>	<p>(1) 利用者が定員に達したとき。</p> <p>(2) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(3) 管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p>第4節 <u>百合丘地域生活支援センター</u></p> <p>(業務)</p>
<p>第46条 <u>井田地域生活支援センター</u>（以下「井田支援センター」という。） 及び<u>百合丘地域生活支援センター</u>（以下「百合丘支援センター」という。） <u>（第50条第1項において「支援センター」という。）</u>は、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>一般相談支援事業に関すること（井田支援センターに限る。）</u>。</p> <p>(2) <u>特定相談支援事業に関すること。</u></p> <p>(3) <u>法第5条第25項に規定する地域活動支援センターとしての業務</u></p> <p>(4) <u>市民相互の交流を促進するために施設（別表に掲げる施設に限る。</u> 以下この節において「施設」という。）を利用に供すること。</p> <p>(5) <u>その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</u></p> <p>(指定管理者)</p>	<p>第46条 <u>百合丘地域生活支援センター</u>（以下「百合丘支援センター」という。） は、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>特定相談支援事業に関すること。</u></p> <p>(2) <u>地域活動支援センター業務</u></p> <p>(3) <u>市民相互の交流を促進するために施設（別表に掲げる施設に限る。</u> 以下この節において「施設」という。）を利用に供すること。</p> <p>(4) <u>その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</u></p> <p>(指定管理者)</p>
<p>第47条 市長は、法人その他の団体（法人以外の団体にあつては、市長が定める要件に該当するものに限る。）であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に<u>井田支援センター又は百合丘支援センター</u>の管理を行わせる。</p> <p>(1) <u>井田支援センター又は百合丘支援センター</u>の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、<u>井田支援センター又は百合丘支援センター</u>の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った<u>井田支援センター又は百合丘支援センター</u>の管理を安定して行う能力を有すること。</p>	<p>第47条 市長は、法人その他の団体（法人以外の団体にあつては、市長が定める要件に該当するものに限る。）であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に<u>百合丘支援センター</u>の管理を行わせる。</p> <p>(1) <u>百合丘支援センター</u>の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、<u>百合丘支援センター</u>の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った<u>百合丘支援センター</u>の管理を安定して行う能力を有すること。</p>
<p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前								
<p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第48条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、<u>井田支援センター又は百合丘支援センター</u>の管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第49条 指定管理者は、特定相談支援事業に関する業務その他の<u>井田支援センター又は百合丘支援センター</u>の管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用時間及び休所日等)</p> <p>第50条 <u>支援センター</u>の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p> <table border="1" data-bbox="170 708 1066 804"> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前9時から午後8時まで</td> </tr> <tr> <td>休所日</td> <td>12月29日から翌年の1月3日までの日</td> </tr> </table>	利用時間	午前9時から午後8時まで	休所日	12月29日から翌年の1月3日までの日	<p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第48条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、<u>百合丘支援センター</u>の管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第49条 指定管理者は、特定相談支援事業に関する業務その他の<u>百合丘支援センター</u>の管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用時間及び休所日等)</p> <p>第50条 <u>百合丘支援センター</u>の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1164 708 2060 804"> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前9時から午後8時まで</td> </tr> <tr> <td>休所日</td> <td>12月29日から翌年の1月3日までの日</td> </tr> </table>	利用時間	午前9時から午後8時まで	休所日	12月29日から翌年の1月3日までの日
利用時間	午前9時から午後8時まで								
休所日	12月29日から翌年の1月3日までの日								
利用時間	午前9時から午後8時まで								
休所日	12月29日から翌年の1月3日までの日								
<p>2 <u>第46条第2号及び第3号</u>に掲げる業務の実施日及び実施時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、これらを変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="170 938 1066 1078"> <tr> <td>実施日</td> <td>日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日</td> </tr> <tr> <td>実施時間</td> <td>午前10時から午後8時まで</td> </tr> </table>	実施日	日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日	実施時間	午前10時から午後8時まで	<p>2 <u>第46条第1号及び第2号</u>に掲げる業務(以下「生活支援事業」という。)の実施日及び実施時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、これらを変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1164 938 2060 1078"> <tr> <td>実施日</td> <td>日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日</td> </tr> <tr> <td>実施時間</td> <td>午前10時から午後8時まで</td> </tr> </table>	実施日	日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日	実施時間	午前10時から午後8時まで
実施日	日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日								
実施時間	午前10時から午後8時まで								
実施日	日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日								
実施時間	午前10時から午後8時まで								
<p>3 <u>井田支援センター</u>における<u>第46条第4号</u>に掲げる業務の実施時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。 (生活支援事業の利用者)</p> <p>第51条 <u>第46条第1号から第3号までに掲げる業務(以下「生活支援事業」という。)</u>を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) <u>地域相談支援給付決定障害者(井田支援センターに限る。)</u></p>	<p>(生活支援事業の利用者)</p> <p>第51条 <u>生活支援事業</u>を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>								



改正後	改正前
<p>(2) 計画相談支援対象障害者等</p> <p>(3) 市内に居住する障害者で日常生活の支援を必要とするもの</p> <p>(4) その他指定管理者が<u>井田支援センター又は百合丘支援センター</u>の利用を認めた者 (利用許可)</p>	<p>(1) 計画相談支援対象障害者等</p> <p>(2) 市内に居住する障害者で日常生活の支援を必要とするもの</p> <p>(3) その他指定管理者が<u>百合丘支援センター</u>の利用を認めた者 (利用許可)</p>
<p>第52条 <u>第46条第4号</u>に掲げる業務（以下「交流促進事業」という。）において<u>井田支援センター又は百合丘支援センター</u>の施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 (生活支援事業の利用料金)</p>	<p>第52条 <u>第46条第3号</u>に掲げる業務（以下「交流促進事業」という。）において<u>百合丘支援センター</u>の施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 (生活支援事業の利用料金)</p>
<p>第53条 <u>井田支援センター</u>において指定地域相談支援又は指定計画相談支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p>	
<p>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p>	
<p>(1) 法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p>	
<p>(2) 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p>	
<p>3 百合丘支援センターにおいて指定計画相談支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p>	<p>第53条 百合丘支援センターにおいて指定計画相談支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p>
<p>4 前項の利用料金の額は、法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。</p>	<p>2 前項の利用料金の額は、法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。</p>
<p>5 <u>第1項及び第3項</u>の利用料金は、指定管理者の収入とする。 (交流促進事業の利用料金)</p>	<p>3 <u>第1項</u>の利用料金は、指定管理者の収入とする。 (交流促進事業の利用料金)</p>
<p>第54条 第52条の許可を受けた者（以下この節において「利用者」という。）は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p>	<p>第54条 第52条の許可を受けた者（以下この節において「利用者」という。）は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p>
<p>2 前項の利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>2 前項の利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>3 第1項の利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p>	<p>3 第1項の利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>4 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免)</p> <p>第55条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、第53条第1項及び第3項並びに前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。 (利用料金の返還)</p> <p>第56条 既に支払われた第54条第1項の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。 (利用の制限)</p> <p>第57条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、生活支援事業における井田支援センター又は百合丘支援センターの利用を拒むことができる。 (1) 利用料金を滞納したとき。 (2) 管理上特に支障があると認めるとき。 (利用許可の制限)</p> <p>第58条 指定管理者は、管理上支障があるとき、その他施設の利用を不適當であると認めるときは、第52条の許可をしない。 (利用許可の取消し等)</p> <p>第59条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第52条の許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 利用の目的に反したとき。 (2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。 (3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。 (4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。 (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。</p>	<p>4 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免)</p> <p>第55条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、第53条第1項及び前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。 (利用料金の返還)</p> <p>第56条 既に支払われた第54条第1項の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。 (利用の制限)</p> <p>第57条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、生活支援事業における百合丘支援センターの利用を拒むことができる。 (1) 利用料金を滞納したとき。 (2) 管理上特に支障があると認めるとき。 (利用許可の制限)</p> <p>第58条 指定管理者は、管理上支障があるとき、その他施設の利用を不適當であると認めるときは、第52条の許可をしない。 (利用許可の取消し等)</p> <p>第59条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第52条の許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 利用の目的に反したとき。 (2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。 (3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。 (4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。 (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。</p>

改正後	改正前
<p>(6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p>	<p>(6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p>
<p>(施設の変更禁止)</p>	<p>(施設の変更禁止)</p>
<p>第60条 利用者は、施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>第60条 利用者は、施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>(利用権の譲渡の禁止)</p>	<p>(利用権の譲渡の禁止)</p>
<p>第61条 利用者は、施設を利用する権利を第三者に譲渡してはならない。</p>	<p>第61条 利用者は、施設を利用する権利を第三者に譲渡してはならない。</p>
<p>(原状回復)</p>	<p>(原状回復)</p>
<p>第62条 利用者は、施設の利用を終了し、又は第52条の許可を取り消され、若しくは施設の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設を原状に回復し、又は返還しなければならない。</p>	<p>第62条 利用者は、施設の利用を終了し、又は第52条の許可を取り消され、若しくは施設の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設を原状に回復し、又は返還しなければならない。</p>
<p>(取消し等による損害の責任)</p>	<p>(取消し等による損害の責任)</p>
<p>第63条 市及び指定管理者は、第59条第5号に該当する場合を除き、第52条の許可の取消し又は施設の利用の制限若しくは停止によって利用者に生じた損害については、その責めを負わない。</p>	<p>第63条 市及び指定管理者は、第59条第5号に該当する場合を除き、第52条の許可の取消し又は施設の利用の制限若しくは停止によって利用者に生じた損害については、その責めを負わない。</p>
<p>第5章 雑則</p>	<p>第5章 雑則</p>
<p>(運営協議会)</p>	<p>(運営協議会)</p>
<p>第64条 総合センターの運営に関する事項を審議するため、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。</p>	<p>第64条 総合センターの運営に関する事項を審議するため、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。</p>
<p>2 運営協議会は、委員35人以内をもって組織する。</p>	<p>2 運営協議会は、委員35人以内をもって組織する。</p>
<p>3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p>	<p>3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p>
<p>(1) 医師及び医療関係者</p>	<p>(1) 医師及び医療関係者</p>
<p>(2) 学識経験者</p>	<p>(2) 学識経験者</p>
<p>(3) 関係行政機関の職員</p>	<p>(3) 関係行政機関の職員</p>
<p>(4) 市職員</p>	<p>(4) 市職員</p>
<p>(5) その他市長が必要と認めるもの</p>	<p>(5) その他市長が必要と認めるもの</p>

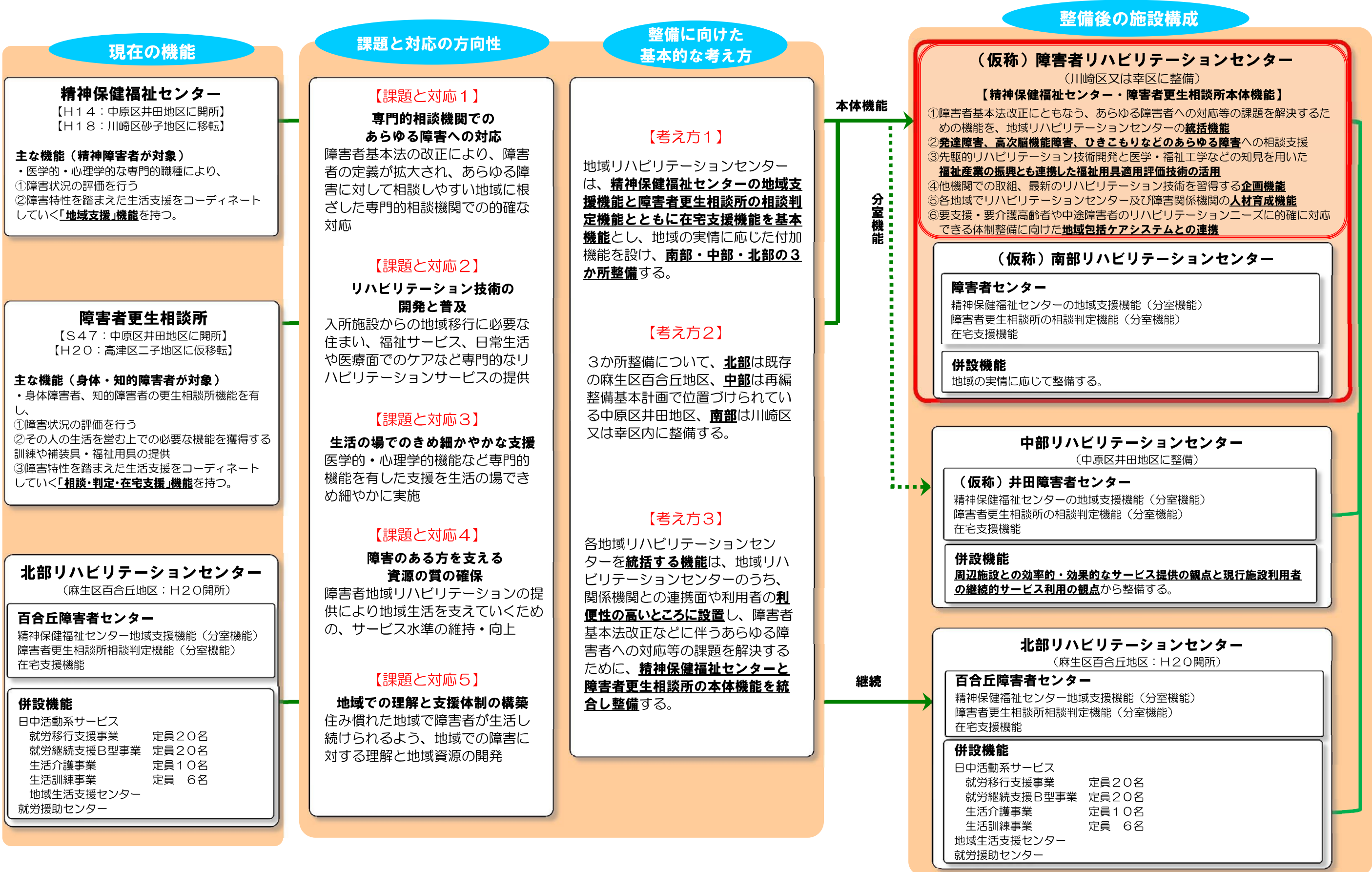
改正後		改正前																																																																																										
<p>4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>5 運営協議会に部会を置くことができる。</p> <p>6 運営協議会の運営について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(利用者の義務)</p> <p>第65条 総合センターを利用する者は、職員の指示に従うとともに、総合センターの秩序を乱すような行為をしてはならない。</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第66条 総合センターの設備、材料、製品又は施設に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第67条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表（第46条、第54条関係）</p> <p>交流促進事業施設利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">種別</th> <th colspan="3">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9時～12時</th> <th>1時～5時</th> <th>9時～5時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>井田支</td> <td>区画しない場合</td> <td>3,000円</td> <td>3,900円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">援セン ター会 議室</td> <td rowspan="3">区画 する 場合</td> <td>会議室1</td> <td>1,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,300円</td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td>1,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,300円</td> </tr> <tr> <td>会議室3</td> <td>1,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,300円</td> </tr> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種別</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9時～12時</th> <th>1時～4時</th> <th>5時～8時</th> <th>9時～8時</th> </tr> <tr> <td>百合丘</td> <td>区画しない場合</td> <td>3,300円</td> <td>3,300円</td> <td>3,300円</td> <td>9,900円</td> </tr> <tr> <td>支援セ</td> <td>区画</td> <td>会議室1</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		種別		金額			午前	午後	全日	9時～12時	1時～5時	9時～5時	井田支	区画しない場合	3,000円	3,900円	6,900円	援セン ター会 議室	区画 する 場合	会議室1	1,000円	1,300円	2,300円	会議室2	1,000円	1,300円	2,300円	会議室3	1,000円	1,300円	2,300円	種別		午前	午後	夜間	全日	9時～12時	1時～4時	5時～8時	9時～8時	百合丘	区画しない場合	3,300円	3,300円	3,300円	9,900円	支援セ	区画	会議室1	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円	<p>4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>5 運営協議会に部会を置くことができる。</p> <p>6 運営協議会の運営について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(利用者の義務)</p> <p>第65条 総合センターを利用する者は、職員の指示に従うとともに、総合センターの秩序を乱すような行為をしてはならない。</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第66条 総合センターの設備、材料、製品又は施設に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第67条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表（第46条、第54条関係）</p> <p>交流促進事業施設利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">種別</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9時～12時</th> <th>1時～4時</th> <th>5時～8時</th> <th>9時～8時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>区画しない場合</td> <td>3,300円</td> <td>3,300円</td> <td>3,300円</td> <td>9,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">区画 する 場合</td> <td>会議室1</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>会議室3</td> <td>1,300円</td> <td>1,300円</td> <td>1,300円</td> <td>3,900円</td> </tr> </tbody> </table>		種別		金額				午前	午後	夜間	全日	9時～12時	1時～4時	5時～8時	9時～8時	会議室	区画しない場合	3,300円	3,300円	3,300円	9,900円	区画 する 場合	会議室1	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円	会議室2	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円	会議室3	1,300円	1,300円	1,300円	3,900円
種別				金額																																																																																								
				午前	午後	全日																																																																																						
		9時～12時	1時～5時	9時～5時																																																																																								
井田支	区画しない場合	3,000円	3,900円	6,900円																																																																																								
援セン ター会 議室	区画 する 場合	会議室1	1,000円	1,300円	2,300円																																																																																							
		会議室2	1,000円	1,300円	2,300円																																																																																							
		会議室3	1,000円	1,300円	2,300円																																																																																							
種別		午前	午後	夜間	全日																																																																																							
		9時～12時	1時～4時	5時～8時	9時～8時																																																																																							
百合丘	区画しない場合	3,300円	3,300円	3,300円	9,900円																																																																																							
支援セ	区画	会議室1	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円																																																																																						
種別		金額																																																																																										
		午前	午後	夜間	全日																																																																																							
		9時～12時	1時～4時	5時～8時	9時～8時																																																																																							
会議室	区画しない場合	3,300円	3,300円	3,300円	9,900円																																																																																							
区画 する 場合	会議室1	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円																																																																																							
	会議室2	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円																																																																																							
	会議室3	1,300円	1,300円	1,300円	3,900円																																																																																							

改正後							改正前
センター	する	会議室2	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円	
会議室	場合	会議室3	1,300円	1,300円	1,300円	3,900円	
備考 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。							備考 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

# 地域リハビリテーションセンター整備基本計画の全体像

## 基本目標

- ① 障害のある方が、複雑な課題があっても多様な社会資源を活用し、自立して在宅生活を営むことができる地域づくりを目指す。
- ② 専門的なリハビリテーション技術を地域の障害者支援機関へ提供することで、障害のある方の在宅生活を支える技術を向上させる。



川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について

改正内容

- (1) 中部リハビリテーションセンターを新設するもの（平成28年4月開設予定）
- ア 位置  
中原区井田3丁目16番1号
- イ 構成施設及び業務
- (ア) 井田障害者センター
- a 障害者更生相談所及び精神保健福祉センターとしての業務
- b 障害者及びその介護者に対する専門的な相談等
- (イ) 井田日中活動センター  
生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援
- (ウ) 井田地域生活支援センター  
地域活動支援センターとしての業務等
- ウ 指定管理者 あらかじめ議会の議決を経て、市長が指定する指定管理者にイの各施設の管理（(ア) aの業務を除く。）を行わせる。
- エ 利用料金制 イ（イ）及び（ウ）の業務に係る利用料金は、当該指定管理者の収入とする。
- (2) (1) に伴い、めいぼう、診療所、社会参加支援センター及び生活訓練支援センターを廃止するもの
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の一部改正に伴い、柿生学園等における業務等に係る規定の整備を行うもの

## 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第68号</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理者 1人</p> <p>(2) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>(3) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる<u>平均障害支援区分</u>(基準省令第39条第1項第3号イに規定する<u>平均障害支援区分</u>をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。</p> <p>(ア) <u>平均障害支援区分</u>が4未満 利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(イ) <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上</p> <p>(ウ) <u>平均障害支援区分</u>が5以上 利用者の数を3で除して得た数以上</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2-8 略</p>	<p>○川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第68号</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理者 1人</p> <p>(2) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>(3) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる<u>平均障害程度区分</u>(基準省令第39条第1項第3号イに規定する<u>平均障害程度区分</u>をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。</p> <p>(ア) <u>平均障害程度区分</u>が4未満 利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(イ) <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上</p> <p>(ウ) <u>平均障害程度区分</u>が5以上 利用者の数を3で除して得た数以上</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2-8 略</p>



改正後	改正前
<p>(規模)</p> <p>第57条 自立訓練(生活訓練)の事業を行う者(以下「自立訓練(生活訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(生活訓練)事業所」という。)は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練(省令第25条第6号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。)及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)を併せて行う自立訓練(生活訓練)事業所は、宿泊型自立訓練に係る10人以上の人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)に係る20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</p>	<p>(規模)</p> <p>第57条 自立訓練(生活訓練)の事業を行う者(以下「自立訓練(生活訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(生活訓練)事業所」という。)は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練(省令第25号第6号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。)及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)を併せて行う自立訓練(生活訓練)事業所は、宿泊型自立訓練に係る10人以上の人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)に係る20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</p>
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第59条 自立訓練(生活訓練)事業者が自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理者 1人</p> <p>(2) 生活支援員 自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数とイに掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上</p> <p>ア イに掲げる利用者以外の利用者</p> <p>イ 宿泊型自立訓練の利用者</p> <p>(3) 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合、自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、1人以上</p> <p>(4) サービス管理責任者 自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第59条 自立訓練(生活訓練)事業者が自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理者 1人</p> <p>(2) 生活支援員 自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数とイに掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上</p> <p>ア イに掲げる利用者以外の利用者</p> <p>イ 宿泊型自立訓練の利用者</p> <p>(3) 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合、自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、1人以上</p> <p>(4) サービス管理責任者 自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p>

改正後	改正前
<p>2 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第2号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ1人以上とする。</p>	<p>2 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第2号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ1人以上とする。</p>
<p>3 自立訓練（生活訓練）事業者が、自立訓練（生活訓練）事業所における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）を提供する場合は、前2項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。</p>	<p>3 自立訓練（生活訓練）事業者が、自立訓練（生活訓練）事業所における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）を提供する場合は、前2項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。</p>
<p>4 第1項（第2項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数とする。</p>	<p>4 第1項（第2項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数とする。</p>
<p>5 第1項（第1号に掲げる者を除く。）及び第2項に規定する自立訓練（生活訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>5 第1項（第1号に掲げる者を除く。）及び第2項に規定する自立訓練（生活訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（生活訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（生活訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>7 第1項第2号又は第2項の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p>7 第1項第2号又は第2項の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>
<p>8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所で</p>	<p>8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>

改正後	改正前
<u>あつて、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u>	

## 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第69号</p>	<p>○川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第69号</p>
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>  第1節 基本方針（第5条）</p> <p>  第2節 人員に関する基準（第6条～第8条）</p> <p>  第3節 設備に関する基準（第9条）</p> <p>  第4節 運営に関する基準（第10条～第44条）</p> <p>  第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条～第49条）</p> <p>第3章 療養介護</p> <p>  第1節 基本方針（第50条）</p> <p>  第2節 人員に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>  第3節 設備に関する基準（第53条）</p> <p>  第4節 運営に関する基準（第54条～第78条）</p> <p>第4章 生活介護</p> <p>  第1節 基本方針（第79条）</p> <p>  第2節 人員に関する基準（第80条～第82条）</p> <p>  第3節 設備に関する基準（第83条）</p> <p>  第4節 運営に関する基準（第84条～第95条）</p> <p>  第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条～第98条）</p> <p>第5章 短期入所</p> <p>  第1節 基本方針（第99条）</p> <p>  第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>  第1節 基本方針（第5条）</p> <p>  第2節 人員に関する基準（第6条～第8条）</p> <p>  第3節 設備に関する基準（第9条）</p> <p>  第4節 運営に関する基準（第10条～第44条）</p> <p>  第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条～第49条）</p> <p>第3章 療養介護</p> <p>  第1節 基本方針（第50条）</p> <p>  第2節 人員に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>  第3節 設備に関する基準（第53条）</p> <p>  第4節 運営に関する基準（第54条～第78条）</p> <p>第4章 生活介護</p> <p>  第1節 基本方針（第79条）</p> <p>  第2節 人員に関する基準（第80条～第82条）</p> <p>  第3節 設備に関する基準（第83条）</p> <p>  第4節 運営に関する基準（第84条～第95条）</p> <p>  第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条～第98条）</p> <p>第5章 短期入所</p> <p>  第1節 基本方針（第99条）</p> <p>  第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）</p>

改正後	改正前
第3節 設備に関する基準 (第102条)	第3節 設備に関する基準 (第102条)
第4節 運営に関する基準 (第103～第110条)	第4節 運営に関する基準 (第103～第110条)
第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第111条・第112条)	第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第111条・第112条)
第6章 重度障害者等包括支援	第6章 重度障害者等包括支援
第1節 基本方針 (第113条)	第1節 基本方針 (第113条)
第2節 人員に関する基準 (第114条・第115条)	第2節 人員に関する基準 (第114条・第115条)
第3節 設備に関する基準 (第116条)	第3節 設備に関する基準 (第116条)
第4節 運営に関する基準 (第117条～第123条)	第4節 運営に関する基準 (第117条～第123条)
第7章 削除	第7章 共同生活介護
	第1節 基本方針 (第124条)
	第2節 人員に関する基準 (第125条・第126条)
	第3節 設備に関する基準 (第127条)
	第4節 運営に関する基準 (第128条～第141条)
第8章 自立訓練 (機能訓練)	第8章 自立訓練 (機能訓練)
第1節 基本方針 (第142条)	第1節 基本方針 (第142条)
第2節 人員に関する基準 (第143条・第144条)	第2節 人員に関する基準 (第143条・第144条)
第3節 設備に関する基準 (第145条)	第3節 設備に関する基準 (第145条)
第4節 運営に関する基準 (第146条～第149条)	第4節 運営に関する基準 (第146条～第149条)
第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第150条・第151条)	第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第150条・第151条)
第9章 自立訓練 (生活訓練)	第9章 自立訓練 (生活訓練)
第1節 基本方針 (第152条)	第1節 基本方針 (第152条)
第2節 人員に関する基準 (第153条・第154条)	第2節 人員に関する基準 (第153条・第154条)
第3節 設備に関する基準 (第155条)	第3節 設備に関する基準 (第155条)
第4節 運営に関する基準 (第156条～第159条)	第4節 運営に関する基準 (第156条～第159条)
第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第160条・第161条)	第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第160条・第161条)
第10章 就労移行支援	第10章 就労移行支援
第1節 基本方針 (第162条)	第1節 基本方針 (第162条)
第2節 人員に関する基準 (第163条～第165条)	第2節 人員に関する基準 (第163条～第165条)

改正後	改正前
<p>第3節 設備に関する基準（第166条）  第4節 運営に関する基準（第167条～第171条）  第11章 就労継続支援A型  第1節 基本方針（第172条）  第2節 人員に関する基準（第173条・第174条）  第3節 設備に関する基準（第175条）  第4節 運営に関する基準（第176条～第184条）  第12章 就労継続支援B型  第1節 基本方針（第185条）  第2節 人員に関する基準（第186条）  第3節 設備に関する基準（第187条）  第4節 運営に関する基準（第188条・第189条）  第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第190条～第193条）  第13章 共同生活援助  第1節 基本方針（第194条）  第2節 人員に関する基準（第195条・第196条）  第3節 設備に関する基準（第197条）  第4節 運営に関する基準（第198条～第200条）  第5節 <u>外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準</u></p>	<p>第3節 設備に関する基準（第166条）  第4節 運営に関する基準（第167条～第171条）  第11章 就労継続支援A型  第1節 基本方針（第172条）  第2節 人員に関する基準（第173条・第174条）  第3節 設備に関する基準（第175条）  第4節 運営に関する基準（第176条～第184条）  第12章 就労継続支援B型  第1節 基本方針（第185条）  第2節 人員に関する基準（第186条）  第3節 設備に関する基準（第187条）  第4節 運営に関する基準（第188条・第189条）  第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第190条～第193条）  第13章 共同生活援助  第1節 基本方針（第194条）  第2節 人員に関する基準（第195条・第196条）  第3節 設備に関する基準（第197条）  第4節 運営に関する基準（第198条～第200条）</p>
<p><u>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第200条の2・第200条の3）</u>  <u>第2款 人員に関する基準（第200条の4・第200条の5）</u>  <u>第3款 設備に関する基準（第200条の6）</u>  <u>第4款 運営に関する基準（第200条の7～第200条の12）</u></p>	
<p>第14章 多機能型に関する特例（第201条・第202条）  <u>（削る）</u></p>	<p>第14章 多機能型に関する特例（第201条・第202条）  第15章 <u>一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第203条・第204</u></p>
	<p><u>条）</u></p>

改正後	改正前
<p>第1章 総則 (趣旨)</p>	<p>第1章 総則 (趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p>	<p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p>
<p>第4条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第8章から第13章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>第4条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第7章から第13章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護 第1節 基本方針</p>	<p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護 第1節 基本方針</p>
<p>第5条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章並びに第200条の10第3項及び第4項において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活</p>	<p>第5条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全</p>

改正後	改正前
<p>等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>
<p>2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、<u>重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者</u>であって、<u>常時介護を要するもの</u>が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助及び外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、<u>重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者</u>が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助及び外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>
<p>3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>
<p>4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>
<p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p>	<p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p>
<p>第6条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章、<u>第200条の2並びに第200条の10第2項及び第4項</u>において「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)</p>	<p>第6条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章において「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供</p>



改正後	改正前
<p>ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第5条第1項に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5人以上とする。</p>	<p>に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第5条第1項に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5人以上とする。</p>
<p>2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。</p>	<p>2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。</p>
<p>3 前項の事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、前項の事業の規模は推定数とする。</p>	<p>3 前項の事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、前項の事業の規模は推定数とする。</p>
<p>第2節 人員に関する基準 （従業者の員数）</p>	<p>第2節 人員に関する基準 （従業者の員数）</p>
<p>第80条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p>	<p>第80条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p>	<p>(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p>
<p>(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章及び第9章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び</p>	<p>(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章及び第9章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生</p>

改正後	改正前
<p>生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる<u>平均障害支援区分</u>（基準省令第78条第1項第2号イに規定する<u>平均障害支援区分</u>をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。</p> <p>(ア) <u>平均障害支援区分</u>が4未満 利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(イ) <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上</p> <p>(ウ) <u>平均障害支援区分</u>が5以上 利用者の数を3で除して得た数以上</p> <p>イ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>エ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>(3) サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>3 第1項及び第5項の「指定生活介護の単位」とは、指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合</p>	<p>活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる<u>平均障害程度区分</u>（基準省令第78条第1項第2号イに規定する<u>平均障害程度区分</u>をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。</p> <p>(ア) <u>平均障害程度区分</u>が4未満 利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(イ) <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上</p> <p>(ウ) <u>平均障害程度区分</u>が5以上 利用者の数を3で除して得た数以上</p> <p>イ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>エ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>(3) サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>3 第1項及び第5項の「指定生活介護の単位」とは、指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合</p>

改正後	改正前
<p>には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p>	<p>には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p>
<p>5 第1項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>5 第1項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>6 第1項第2号の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p>6 第1項第2号の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>
<p>7 第1項第3号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p>7 第1項第3号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>
<p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p>	<p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p>
<p>第100条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。</p>	<p>第100条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。</p>
<p>(1) 指定障害者支援施設その他の法第5条第8項に規定する施設（入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。以下この章において「入所施設等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上</p>	<p>(1) 指定障害者支援施設その他の法第5条第8項に規定する施設（入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。以下この章において「入所施設等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上</p>
<p>(2) 第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）<u>、第195条第1項に規定する指定共同生活援助事業者又は第200条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者</u>（以下この章において「<u>指定自立訓練（生活訓練）事業者等</u>」という。）である当該施設が、指定短期入所事業</p>	<p>(2) <u>第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業者</u>、第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）<u>又は第195条第1項に規定する指定共同生活援助事業者</u>（以下この章において「<u>指定共同生活介護事業者等</u>」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する</p>

改正後	改正前
<p>所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア 指定短期入所と同時に第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、<u>第194条に規定する指定共同生活援助又は第200条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助</u>（以下この章において「<u>指定自立訓練（生活訓練）等</u>」という。）を提供する時間帯 <u>指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所（第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所（第195条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第200条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等</u>の利用者の数とみなした場合において、<u>当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等</u>における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。） 次の（ア）又は（イ）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める数</p> <p>（ア） 当該日の指定短期入所の利用者の数が6人以下 1人以上</p> <p>（イ） 当該日の指定短期入所の利用者の数が7人以上 1人に当該日の指定短期入所の利用者の数が6人を超えて6又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該</p>	<p>場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア 指定短期入所と同時に<u>第124条に規定する指定共同生活介護、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練に係るものに限る。）又は第194条に規定する指定共同生活援助</u>（以下この章において「<u>指定共同生活介護等</u>」という。）を提供する時間帯 <u>指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）又は指定共同生活援助事業所（第195条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等</u>の利用者の数とみなした場合において、<u>当該指定共同生活介護事業所等</u>における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。） 次の（ア）又は（イ）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める数</p> <p>（ア） 当該日の指定短期入所の利用者の数が6人以下 1人以上</p> <p>（イ） 当該日の指定短期入所の利用者の数が7人以上 1人に当該日の指定短期入所の利用者の数が6人を超えて6又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該</p>

改正後	改正前
<p>各号に定める数とする。</p> <p>(1) 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上</p> <p>(2) <u>指定自立訓練（生活訓練）事業者等</u>である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア 指定短期入所と同時に<u>指定自立訓練（生活訓練）等</u>を提供する時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を<u>当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等</u>における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。） 次の（ア）又は（イ）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に掲げる数 （ア） 当該日の指定短期入所の利用者の数が6人以下 1人以上 （イ） 当該日の指定短期入所の利用者の数が7人以上 1人に当該日の指定短期入所の利用者の数が6人を超えて6又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>(1) 指定生活介護事業所、第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第173条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所</p>	<p>各号に定める数とする。</p> <p>(1) 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上</p> <p>(2) <u>指定共同生活介護事業者等</u>である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア 指定短期入所と同時に<u>指定共同生活介護等</u>を提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を<u>当該指定共同生活介護事業所等</u>の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。） 次の（ア）又は（イ）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に掲げる数 （ア） 当該日の指定短期入所の利用者の数が6人以下 1人以上 （イ） 当該日の指定短期入所の利用者の数が7人以上 1人に当該日の指定短期入所の利用者の数が6人を超えて6又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>(1) 指定生活介護事業所、<u>第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所</u>、第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第173条第1項に規定する指定就労継続</p>

改正後	改正前
<p>(第185条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)、第195条第1項に規定する指定共同生活援助事業所、<u>第200条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>又は指定障害児通所支援事業所(児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)(以下この章においてこれらを「指定生活介護事業所等」という。))において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 指定生活介護、第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)、第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)、第172条に規定する指定就労継続支援A型、第185条に規定する指定就労継続支援B型、第194条に規定する指定共同生活援助、<u>第200条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助</u>又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>イ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であつて、アに掲げる時間以外の時間 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数</p> <p>(ア) 当該日の利用者の数が6人以下 1人以上</p> <p>(イ) 当該日の利用者の数が7人以上 1人に当該日の利用者の数が6人を超えて6又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>(2) 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号イ(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)又は(イ)に掲げる数</p> <p>(準用)</p>	<p>続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所(第185条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)、第195条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所(児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)(以下この章においてこれらを「指定生活介護事業所等」という。))において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 指定生活介護、<u>第124条に規定する指定共同生活介護</u>、第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)、第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)、第172条に規定する指定就労継続支援A型、第185条に規定する指定就労継続支援B型、第194条に規定する指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>イ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であつて、アに掲げる時間以外の時間 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数</p> <p>(ア) 当該日の利用者の数が6人以下 1人以上</p> <p>(イ) 当該日の利用者の数が7人以上 1人に当該日の利用者の数が6人を超えて6又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>(2) 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号イ(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)又は(イ)に掲げる数</p> <p>(準用)</p>

改正後	改正前
<p>第101条 <u>第52条</u>の規定は、指定短期入所の事業について準用する。</p> <p>第3節 設備に関する基準 (定員の遵守)</p> <p>第109条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</p> <p>(2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員(第195条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は<u>第200条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>にあつては、<u>共同生活援助を行う住居</u>(以下「共同生活住居」という。))及びユニット(居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</p> <p>(3) 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</p> <p>第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなさ</p>	<p>第101条 <u>第7条</u>の規定は、指定短期入所の事業について準用する。</p> <p>第3節 設備に関する基準 (定員の遵守)</p> <p>第109条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</p> <p>(2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員(<u>第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所</u>又は第195条第1項に規定する指定共同生活援助事業所にあつては、<u>共同生活住居及びユニット</u>(居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。))の入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</p> <p>(3) 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</p> <p>第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなさ</p>

改正後	改正前
<p>れる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。</p> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。</p> <p>(4) 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第114条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く。第117条において同じ。）又は指定障害者支援施設としての人員に関する基準を満たさなければならない。</p>	<p>れる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける利用者の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。</p> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。</p> <p>(4) 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第114条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び第195条第1項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第117条において同じ。）又は指定障害者支援施設としての人員に関する基準を満たさなければならない。</p>
2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業	2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業



改正後	改正前
<p>を行う事業所（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、サービス提供責任者を1人以上置かなければならない。</p> <p>3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第127条第3項の規定により厚生労働大臣が定めるものでなければならない。</p> <p>4 第2項のサービス提供責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p> <p>（障害福祉サービスの提供に係る基準）</p> <p>第119条 指定重度障害者等包括支援事業所又は前条第2項の規定による委託を受けた事業所が障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を提供する場合は、川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第68号）又は川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第70号）に規定する基準を満たさなければならない。</p> <p>2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせてはならない。</p> <p>3 指定重度障害者等包括支援事業所又は前条第2項の規定による委託を受けた事業所が障害福祉サービス（短期入所及び<u>共同生活援助</u>に限る。）を提供する場合は、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。</p>	<p>を行う事業所（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、サービス提供責任者を1人以上置かなければならない。</p> <p>3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第127条第3項の規定により厚生労働大臣が定めるものでなければならない。</p> <p>4 第2項のサービス提供責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p> <p>（障害福祉サービスの提供に係る基準）</p> <p>第119条 指定重度障害者等包括支援事業所又は前条第2項の規定による委託を受けた事業所が障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を提供する場合は、川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第68号）又は川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第70号）に規定する基準を満たさなければならない。</p> <p>2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせてはならない。</p> <p>3 指定重度障害者等包括支援事業所又は前条第2項の規定による委託を受けた事業所が障害福祉サービス（短期入所及び<u>共同生活介護</u>に限る。）を提供する場合は、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。</p>
<p>第7章 削除</p> <p>第124条から第141条まで 削除</p>	<p>第7章 共同生活介護</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第124条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事</p>

改正後	改正前
	<p>等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>第2節 人員に関する基準</u> <u>(従業者の員数)</u></p> <p>第125条 指定共同生活介護の事業を行う者(以下「指定共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>世話人</u> 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(2) <u>生活支援員</u> 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。)第2条第3号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 区分省令第2条第4号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 区分省令第2条第5号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数</p> <p style="padding-left: 2em;">エ 区分省令第2条第6号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数</p> <p>(3) <u>サービス管理責任者</u> 指定共同生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 利用者の数が30人以下 1人以上</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p>

改正後	改正前
	<p>3 第1項に規定する指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p><u>(管理者の設置)</u></p> <p>第126条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。</p> <p><u>第3節 設備に関する基準</u></p> <p><u>(設備)</u></p> <p>第127条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。</p> <p>2 指定共同生活介護事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。</p> <p>3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。</p> <p>4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。</p> <p>5 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。</p>

改正後	改正前
	<p>7 ユニットの基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(2) 1の居室の面積は、収納設備等に係る面積を除き、7.43平方メートル以上とする。</p> <p>第4節 運営に関する基準 (入退居)</p> <p>第128条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとする。</p> <p>2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。</p> <p>3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。 (入退居の記録の記載等)</p> <p>第129条 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(次項において「受給者証記載事項」という。)を、利用者の受給者証に記載しなければならない。</p> <p>2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく支給決定を行った市町村に対し報告しなければならない。 (利用者負担額等の受領)</p> <p>第130条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p>

改正後	改正前
	<p>2 <u>指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。</u></p> <p>3 <u>指定共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。</u></p> <p>(1) <u>食材料費</u></p> <p>(2) <u>家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）</u></p> <p>(3) <u>光熱水費</u></p> <p>(4) <u>日用品費</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</u></p> <p>4 <u>指定共同生活介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定共同生活介護事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>（利用者負担額に係る管理）</u></p> <p>第131条 <u>指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指</u></p>

改正後	改正前
	<p>定共同生活介護を受けている者を除く。以下この項において同じ。)が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を支給決定を行った市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</p> <p>2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。以下この項において同じ。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を支給決定を行った市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</p> <p>（指定共同生活介護の取扱方針）</p> <p>第132条 指定共同生活介護事業者は、第141条において準用する第60条第1項に規定する共同生活介護計画（以下「共同生活介護計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p>2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がない</p>

改正後	改正前
	<p><u>ようにしなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u> <u>(サービス管理責任者の責務)</u></p> <p>第133条 <u>サービス管理責任者は、第141条において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</u></p> <p>(2) <u>利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>他の従業者に対して技術指導及び助言を行うこと。</u> <u>(介護及び家事等)</u></p> <p>第134条 <u>介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定共同生活介護事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。</u></p>

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>(社会生活上の便宜の供与等)</u></p> <p>第135条 指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。</p> <p>2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等をその者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得てその者又はその家族に代わって当該手続等を行わなければならない。</p> <p>3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>(運営規程)</u></p> <p>第136条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 入居定員</p> <p>(4) 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(5) 入居に当たっての留意事項</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p>(7) 非常災害対策</p> <p>(8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類</p> <p>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(10) その他事業の運営に関する重要事項</p> <p style="text-align: center;"><u>(勤務体制の確保等)</u></p> <p>第137条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介</p>



改正後	改正前
	<p><u>護が提供できるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業者によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u>  <u>(支援体制の確保)</u></p> <p>第138条 <u>指定共同生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。</u>  <u>(定員の遵守)</u></p> <p>第139条 <u>指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u>  <u>(協力医療機関等)</u></p> <p>第140条 <u>指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u></p>

改正後	改正前
	<p>(準用)</p> <p>第141条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条及び第94条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第136条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第130条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第130条第2項」と、第77条第2項第3号中「第67条」とあるのは「第141条において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第141条」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第140条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。</p>
<p>(利用者負担額に係る管理)</p>	
<p>第157条の2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を支給決定を行った市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</p>	
<p>2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受け</p>	

改正後	改正前
<p>たときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を支給決定を行った市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</p>	
<p>（準用）</p>	<p>（準用）</p>
<p>第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第88条から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。</p>	<p>第159条 第10条から第19条まで、第21条、<u>第23条</u>、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第88条から第94条まで、<u>第131条</u>、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、<u>第23条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第171条の規定により読み替えられた基準省令第22条に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、<u>第131条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第171条の規定により読み替えられた基準省令第144条に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。</u></u></p>
<p>（準用）</p>	<p>（準用）</p>
<p>第171条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条から第94条まで、第146条、<u>第147条及び第157条の2</u>の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この</p>	<p>第171条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、<u>第23条</u>、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条から第94条まで、<u>第131条</u>、第146条及び<u>第147条</u>の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。</p>

改正後	改正前
<p>場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第171条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第171条において準用する第146条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第171条において準用する第146条第2項」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第171条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第171条において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第171条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条の規定により読み替えられた基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条の規定により読み替えられた基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第13章 共同生活援助 第1節 基本方針</p> <p>第194条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>第2節 人員に関する基準 （従業者の員数）</p>	<p>この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第171条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第171条において準用する第146条第1項から第3項まで」と、<u>第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条の規定により読み替えられた基準省令第22条に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第171条において準用する第146条第2項」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第171条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第171条において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第171条」と、第131条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条の規定により読み替えられた基準省令第144条に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第13章 共同生活援助 第1節 基本方針</p> <p>第194条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>第2節 人員に関する基準 （従業者の員数）</p>

改正後	改正前
<p>第195条 指定共同生活援助の事業を行う者(以下「指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を<u>6</u>で除して得た数以上</p> <p>(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上</p> <p>ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。)第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数</p> <p>イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数</p> <p>ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数</p> <p>エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数</p> <p>(3) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が30人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>3 第1項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p><u>(管理者の設置)</u></p>	<p>第195条 指定共同生活援助の事業を行う者(以下「指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を<u>10</u>で除して得た数以上</p> <p>(2) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が30人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>3 第1項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p><u>(準用)</u></p>

改正後	改正前
<p>第196条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第3節 設備に関する基準 (設備)</p>	<p>第196条 第126条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 設備に関する基準 (準用)</p>
<p>第197条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。</p> <p>2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であつて、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項及び第4項から第6項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上とする。</p> <p>3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。</p> <p>4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。</p>	<p>第197条 第127条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。</p>

改正後	改正前
<p>5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。</p>	
<p>6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。</p>	
<p>7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。</p>	
<p>8 ユニットの基準は、次のとおりとする。</p>	
<p>(1) 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p>	
<p>(2) 1の居室の面積は、収納設備等に係る面積を除き、7.43平方メートル以上とすること。</p>	
<p>9 サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>※基準省令の改正の官報では「サテライト型住居の基準は、…」となっているが、新旧対照表では、「サテライト型住居の設備の基準は、…」となっている。厚労省に確認したところ官報が正しいとのこと。</p>
<p>(1) 入居定員を1人とする。</p>	
<p>(2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。</p>	
<p>(3) 居室の面積は、収納設備等に係る面積を除き、7.43平方メートル以上とすること。</p>	
<p>第4節 運営に関する基準 (入退居)</p>	<p>第4節 運営に関する基準 (家事等)</p>
<p>第198条 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。</p>	<p>第198条 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。</p>
<p>2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。</p>	<p>2 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせてはならない。</p>
<p>3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。</p>	

改正後	改正前
<p>4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p><u>(入退居の記録の記載等)</u></p>	
<p>第198条の2 指定共同生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。</p>	
<p>2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく支給決定を行った市町村に対し報告しなければならない。</p> <p><u>(利用者負担額等の受領)</u></p>	
<p>第198条の3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p>	
<p>2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。</p>	
<p>3 指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。</p>	
<p><u>(1) 食材料費</u></p>	
<p><u>(2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）</u></p>	



改正後	改正前
<p>(3) 光熱水費  (4) 日用品費  (5) 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p>	
<p>4 指定共同生活援助事業者は、前3項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。</p>	
<p>5 指定共同生活援助事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。</p> <p>(指定共同生活援助の取扱方針)</p>	
<p>第198条の4 指定共同生活援助事業者は、第200条において準用する第60条第1項に規定する共同生活援助計画（次項において「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p>	
<p>2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。</p>	
<p>3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>	
<p>4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価</p>	

改正後	改正前
<p><u>を行い、常にその改善を図らなければならない。</u>  <u>(サービス管理責任者の責務)</u></p> <p>第198条の5 サービス管理責任者は、第200条において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</u></p> <p>(2) <u>利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>他の従業者に対して技術指導及び助言を行うこと。</u>  <u>(介護及び家事等)</u></p>	
<p>第198条の6 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>2 <u>調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。</u>  <u>(社会生活上の便宜の供与等)</u></p>	
<p>第198条の7 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。</p> <p>2 <u>指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等をその者又はその家族が行うことが困難である場合は、</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>その者の同意を得てその者又はその家族に代わって当該手続等を行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(運営規程)</u></p> <p>第198条の8 <u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</u></p> <p><u>(1) 事業の目的及び運営の方針</u></p> <p><u>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p><u>(3) 入居定員</u></p> <p><u>(4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p><u>(5) 入居に当たっての留意事項</u></p> <p><u>(6) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>(7) 非常災害対策</u></p> <p><u>(8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類</u></p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10) その他事業の運営に関する重要事項</u></p> <p><u>(勤務体制の確保等)</u></p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第199条 <u>指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助が提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。</u></p>	<p>第199条 <u>指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助が提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。<u>ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。</u></p>	<p>3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。</p>
<p>4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p>	
<p>5 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 (支援体制の確保)</p>	<p>4 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>第199条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者の心身の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。 (定員の遵守)</p>	
<p>第199条の3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (協力医療機関等)</p>	
<p>第199条の4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p>	
<p>2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 (準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第200条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条及び第157条の2</p>	<p>第200条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第128条から第</p>

改正後	改正前
<p>の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「<u>第198条の8</u>」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「<u>第198条の3第1項から第3項まで</u>」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「<u>第198条の3第2項</u>」と、第77条第2項第3号中「第67条」とあるのは「<u>第200条において準用する第90条</u>」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「<u>第200条</u>」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「<u>第199条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関</u>」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「<u>支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）</u>」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「<u>支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針 (この節の趣旨)</p> <p>第200条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第200条の12において準用する第60条第1項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第200条の4第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サー</p>	<p>133条まで、第135条、第136条及び第138条から第140条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「<u>第200条において準用する第136条</u>」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「<u>第200条において準用する第130条第1項から第3項まで</u>」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「<u>第200条において準用する第130条第2項</u>」と、第77条第2項第3号中「第67条」とあるのは「<u>第200条において準用する第90条</u>」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「<u>第200条</u>」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「<u>第200条において準用する第140条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関</u>」と、第132条第1項及び第133条中「第141条」とあるのは「<u>第200条</u>」と、同条第3号及び第135条第1項中「指定生活介護事業所」とあるのは「<u>指定自立訓練（生活訓練）事業所</u>」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>ビス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p><u>(基本方針)</u></p> <p>第200条の3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p><u>第2款 人員に関する基準</u></p> <p><u>(従業者の員数)</u></p> <p>第200条の4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p><u>ア 利用者の数が30人以下 1人以上</u></p> <p><u>イ 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</u></p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p>	

改正後	改正前
<p>3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(準用)</p>	
<p>第200条の5 第196条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。</p> <p>第3款 設備に関する基準</p> <p>(準用)</p>	
<p>第200条の6 第197条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。</p> <p>第4款 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>	
<p>第200条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第200条の9に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p>	
<p>2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。</p> <p>(受託居宅介護サービスの提供)</p>	

改正後	改正前
<p>第200条の8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、<u>適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。 (運営規程)</p>	
<p>第200条の9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての<u>重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</u></p>	
<p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p>	
<p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p>	
<p>(3) 入居定員</p>	
<p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p>	
<p>(5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地</p>	
<p>(6) 入居に当たっての留意事項</p>	
<p>(7) 緊急時等における対応方法</p>	
<p>(8) 非常災害対策</p>	
<p>(9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類</p>	
<p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	
<p>(11) その他事業の運営に関する重要事項 (受託居宅介護サービス事業者への委託)</p>	
<p>第200条の10 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅</p>	



改正後	改正前
<p>介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。</p>	
<p>2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならな</p>	
<p>い。</p>	
<p>3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類</p>	
<p>は、指定居宅介護とする。</p>	<p>※基準省令の改正の官報では「指定居宅介護事業者」となっているが、新旧対照表では、「指定居宅介護を提供する事業者」となっている。厚労省に確認したところ官報が正しいとのこと。</p>
<p>4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たって</p>	<p>省令には「これら」とあるが、前に指すものがない。新旧対照表では「指</p>
<p>は、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第1項に規定する方法により指</p>	<p>定居宅介護を提供する事業者」となっていたため、指定居宅介護を指してい</p>
<p>定居宅介護の提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p>	<p>る？それとも受託居宅介護サービス？</p>
<p>5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス</p>	<p>→指定居宅介護を指している。（第5条の略称の範囲も修正）</p>
<p>事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。</p>	
<p>6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス</p>	
<p>に係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなけ</p>	
<p>ればならない。</p>	
<p>（勤務体制の確保等）</p>	
<p>第200条の11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対</p>	
<p>し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部</p>	
<p>サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定</p>	
<p>めておかなければならない。</p>	
<p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日</p>	
<p>常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指</p>	
<p>定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。</p>	
<p>3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指</p>	
<p>定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助</p>	
<p>事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利</p>	

改正後	改正前
<p>用型指定共同生活援助を提供しなければならない。</p> <p>4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第200条の12 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条から第198条の7まで及び第199条の2から第199条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは、「第200条の12において準用する第198条の3第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第200条の12において準用する第198条の3第2項」と、第77条第2項第3号中「第67条」とあるのは「第200条の12において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第200条の12」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の12において準用する第199条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第198条の4第1項及び第198条の5中「第200条」とあるのは「第200条の12」と、第198条の6第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。</p>	

改正後	改正前
<p>第14章 多機能型に関する特例（第201条・第202条）  第201条及び第202条 略  （削る）</p>	<p>第14章 多機能型に関する特例（第201条・第202条）  第201条及び第202条 略  <u>第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例</u>  <u>（従業者の員数に関する特例）</u>  第203条 <u>指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活介護の事業等」という。）を一体的に行う指定共同生活介護事業所（以下「一体型指定共同生活介護事業所」という。）及び指定共同生活援助事業所（以下「一体型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、第125条第1項第1号及び第3号並びに第195条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u>  （1） <u>世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計を6で除して得た数以上</u>  （2） <u>サービス管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所ごとに、ア又はイに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</u>  <u>ア 利用者の数の合計が30人以下 1人以上</u>  <u>イ 利用者の数の合計が31人以上 1人に、利用者の数の合計が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</u>  <u>（設備及び定員の遵守に関する特例）</u>  第204条 <u>一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第127条（第197条において準用する場合を含む。）及び第139条（第200条において準用す</u></p>

v

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)</p> <p>2 <u>指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者</u>は、この条例の施行の際現に存する基準省令附則第18条に規定する指定共同生活援助事業所において、<u>指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業</u>を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（平成18年10月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、<u>第197条第6項から第8項まで</u>（これらの規定を<u>第200条の6</u>において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。 (<u>指定共同生活援助事業所</u>において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p> <p>3 <u>第198条の6第3項</u>の規定は、<u>指定共同生活援助事業所</u>の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、<u>区分省令第1条第5号</u>に規定する区分4、<u>同条第6号</u>に規定する区分5又は<u>同条第7号</u>に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該<u>指定共同生活援助事業所</u>の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>4 <u>第198条の6第3項</u>の規定は、<u>指定共同生活援助事業所</u>の利用者のうち、</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)</p> <p>2 指定共同生活援助事業者は、この条例の施行の際現に存する基準省令附則第18条に規定する指定共同生活援助事業所において、<u>指定共同生活介護の事業等</u>を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（平成18年10月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、<u>第127条第5項から第7項まで</u>（これらの規定を<u>第197条</u>において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。 (<u>指定共同生活介護事業所</u>において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p> <p>3 <u>第134条第3項</u>の規定は、<u>指定共同生活介護事業所</u>の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、<u>区分省令第2条第4号</u>に規定する区分4、<u>同条第5号</u>に規定する区分5又は<u>同条第6号</u>に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該<u>指定共同生活介護事業所</u>の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>4 <u>第134条第3項</u>の規定は、<u>指定共同生活介護事業所</u>の利用者のうち、<u>区分</u></p>

改正後	改正前
<p>区分省令第1条第5号に規定する区分4、<u>同条第6号</u>に規定する区分5又は<u>同条第7号</u>に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該<u>指定共同生活援助事業所</u>の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p>	<p>省令第2条第4号に規定する区分4、<u>同条第5号</u>に規定する区分5又は<u>同条第6号</u>に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該<u>指定共同生活介護事業所</u>の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p>
<p>(1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。</p>	<p>(1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。</p>
<p>(2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、支給決定を行った市町村が必要と認めること。</p>	<p>(2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、支給決定を行った市町村が必要と認めること。</p>
<p>5 前2項の場合において、<u>第195条第1項第2号イ</u>からエまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（附則第3項又は第4項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。</p>	<p>5 前2項の場合において、<u>第125条第1項第2号イ</u>からエまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（附則第3項又は第4項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。</p>
<p>附 則（平成25年3月22日条例第6号） この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成25年3月22日条例第6号） この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成25年10月8日条例第50号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則（平成25年10月8日条例第50号） この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（平成26年 月 日条例第 号） <u>（施行期日）</u></p>	
<p>1 <u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u></p>	
<p>2 この条例の施行の際現に改正前の条例（以下「旧条例」という。）第124条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧条例第203条に規定する指定共同生活介護の事業等を一体的に行う指定共同生活介護事業所及び指定共同生活援助事業所は、改正後の条例（以下「新条例」という。）第194条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。</p>	

改正後	改正前
<p>3 この条例の施行の際現に旧条例第194条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所(次項において「旧指定共同生活援助事業所」という。)は、新条例第200条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所(附則第5項において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)とみなす。</p> <p>4 この条例の施行の際現に存する旧指定共同生活援助事業所について、新条例第200条の4の規定を適用する場合には、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。</p> <p>5 附則第3項の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新条例第200条の10第4項の規定を適用する場合には、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。</p>	

## 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の 基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 法令と改正内容

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の一部改正に伴い、

(1) 「障害程度区分」を「障害支援区分」にし、その定義が「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」に改められたことによるもの

(2) 重度訪問介護の対象者を拡大するもの

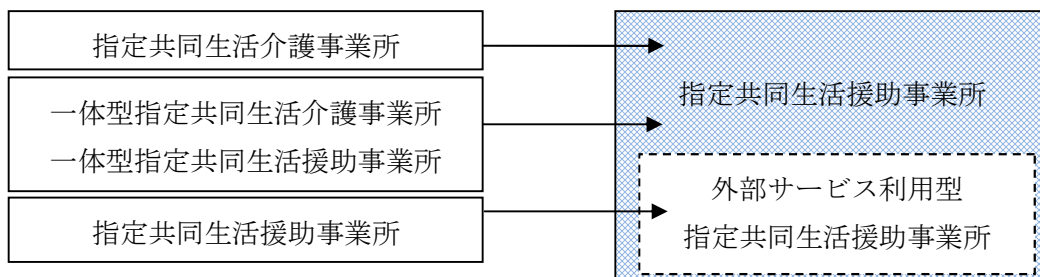
重度訪問介護の対象となる常時介護を要する障害者として、「重度の知的障害又は精神障害により行動障害を有する者」が追加された。

「重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者」

→ 「重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するもの」

2 障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正が行われ、ケアホームがグループホームへと一元化されることにより「外部サービス利用規制の見直し」や「サテライト型住居の創設」が行われることに関連し、

(1) 指定共同生活援助（グループホーム）に係る基準を改めるもの



※ 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所とは、指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業を一体的に提供する事業所をいう。

3 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の全部改正

(1) 引用している省令の題名を改めるもの

「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」

→ 「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」

## 議案第51号 平成25年度川崎市一般会計補正予算（第2表 繰越明許費補正関係）

事業名	整備対象施設	繰越による変更内容	繰越理由
地域密着型サービス推進事業	麻生区虹ヶ丘地区地域密着型特別養護老人ホーム	竣工予定：平成26年3月⇒平成26年4月 (着工：平成25年10月)	運営法人の選考が不調となり、再公募を行ったことから建築工事の着工が遅れたため。また、地域との調整に時間を要したため。
	麻生区虹ヶ丘地区地域密着型複合型サービス事業所 (特養併設)	竣工予定：平成26年3月⇒平成26年4月 (着工：平成25年10月)	運営法人の選考が不調となり、再公募を行ったことから建築工事の着工が遅れたため。また、地域との調整に時間を要したため。
民間特別養護老人ホーム等整備事業	高津区末長地区特別養護老人ホーム	竣工予定：平成26年3月⇒平成26年4月 (着工：平成25年1月)	夏季の台風・集中豪雨の影響が予想以上に大きく、工程に遅れが生じたため。
	宮前区野川地区特別養護老人ホーム	着工予定：平成26年2月⇒平成26年4月	予想を上回る建設資材の単価高騰により、積算の見直し、工法、資材の見直しが必要となったため。
	麻生区王禅寺東地区特別養護老人ホーム	着工予定：平成26年3月⇒平成26年4月	予想を上回る建設資材の単価高騰により、積算の見直し、工法、資材の見直しが必要となったため。
民間介護老人保健施設整備事業	宮前区野川地区介護老人保健施設	竣工予定：平成26年3月⇒平成26年10月 (着工：平成25年10月)	整備予定地の既存建物の解体に時間を要したため。建設工事の入札が不調になったため。
障害者通所施設整備事業	川崎地区障害者通所施設	着工予定：平成26年4月⇒平成27年4月	整備予定地(公害研究所跡地)の既存建物解体に伴う事前調査において土壌汚染が発見されたことにより、土壌汚染対策工事後に建設工事を行うこととしたため。